

## 問 1

生命保険に関するコンサルティングや法令、制度等に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

## (問題 1)

(設問A) CFP®認定者は、4人の相談者に対して生命保険に関するアドバイスを行った。CFP®認定者が行った次のアドバイスの下線部のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 相談者A : 生命保険に加入し、保険証券が届きました。告知書の控えを読んでいるうちに、昨年の健康診断で「要精密検査」となり、内視鏡検査を受けたことを思い出しました。検査の結果は「異常なし」だったのですが、そのことを保険会社に伝えた方がよいでしょうか。

CFP®認定者 : 故意または重大な過失によって、事実を告知しない、あるいは事実と違うことを告知した場合、保険会社によっては「告知義務違反」として契約を解除されることがあります。契約が解除となった場合には、保険金や給付金などを受け取れないことがあるため、保険証券が届いた後であっても保険会社に連絡して、追加の告知をしておいた方がよいでしょう。

2. 相談者B : 個人年金保険の保険料の支払期間が満了し年金受給権が発生した後、一定期間年金を受給せずに据え置いた場合、据置期間中の年金の税務上の取扱いはどうなるのでしょうか。

CFP®認定者 : 年金を据え置いたため、実際には指定口座に入金がされていない場合でも、契約上の年金支払日の属する年の所得として課税対象となります。

3. 相談者C : 自分が保険契約者および被保険者である生命保険について、死亡保険金受取人となっている夫を亡くしました。将来、私が死亡したときには、3人の子のうち同居している長男に保険金を請求するように言ってあるため、受取人は夫のままにしておこうと思っています。

CFP®認定者 : 死亡保険金受取人を変更しない場合、長男が保険金請求手続きをしても、約款の規定によっては3人のお子さん全員に保険金を受け取る権利が生じることが考えられるため、受取人を変更しておいた方がよいです。

4. 相談者D : 2025年10月に、勤務先に生命保険料控除証明書を提出して年間保険料予定額で年末調整をしました。その後、11月に保険料の割戻しを受け取った場合、改めて確定申告をする必要はないでしょうか。

CFP®認定者 : 2025年中に保険料の割戻しを受け取った場合には、支払った保険料の総額から差し引く必要があります。ただし、年末調整書類の事業主への提出期限が過ぎている場合、改めて確定申告をする必要はありません。

**(問題2)**

(設問B) 生命保険契約についての保険法の規定およびそれに基づく取扱いに関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 生命保険契約の締結に当たり、保険契約者または被保険者になる者は、保険事故の発生の可能性に関する重要な事項のうち保険会社が告知を求めた事項について、保険契約者等が回答する形で行うことになっている。
2. 債権者等からの解約請求から1ヵ月以内に、保険契約者の親族である保険金受取人が介入権を行使し、解約返戻金相当額を債権者等に支払う場合、保険契約者の同意は不要である。
3. 保険契約者等が故意または重大な過失により告知義務に違反し、保険会社が保険契約を解除した場合でも、告知されなかった事実と支払事由の発生に因果関係がないときは、保険会社は保険金を支払う必要がある。
4. 契約日が保険法施行後の保険料払込方法が年払いの生命保険契約においては、保険期間の途中で契約が消滅した場合、原則として未経過の月数に対応する保険料相当額が返還される。

**(問題3)**

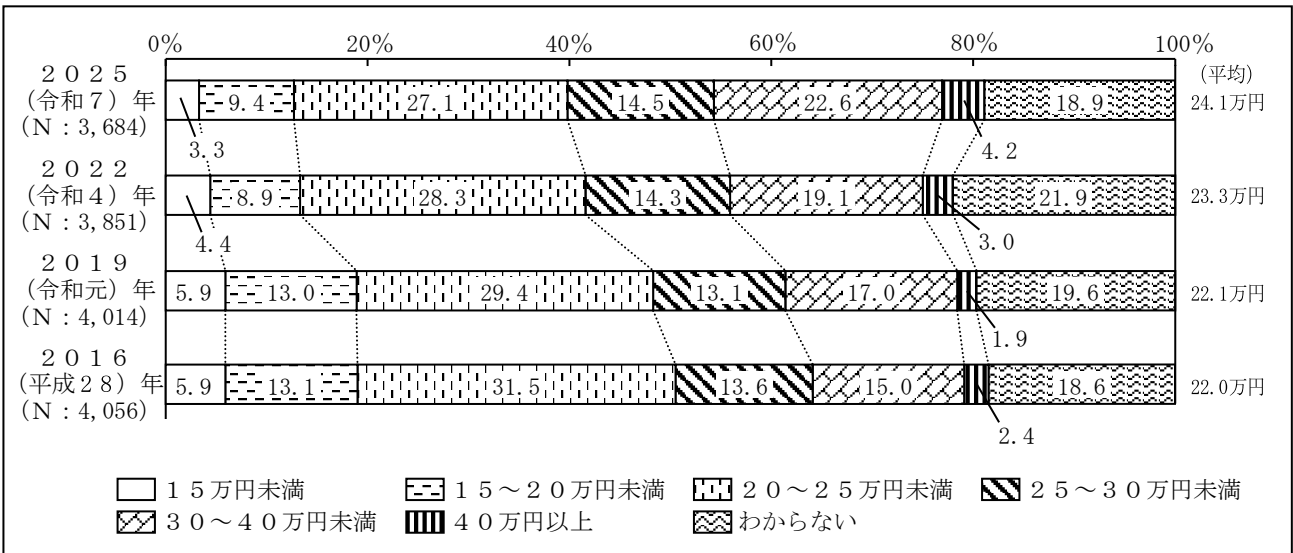
(設問C) 生命保険数理等に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 標準利率とは、生命保険会社が責任準備金の積立てに用いる利率で、平準払いの保険では、10年国債の応募者利回りの過去3年平均と過去10年平均のいずれか高い方を基準に設定することとされている。
2. 標準責任準備金とは、保険契約者保護および保険会社経営の健全性維持の観点から、金融庁が定める標準とする責任準備金のことである。
3. 2022年4月1日以降が契約日の米ドルおよび豪ドル建ての契約については、責任準備金の計算の基礎となるべき標準利率の算定方法等が定められている。
4. 契約時に保証期間付終身年金を選択した個人年金保険では、予定死亡率と予定利率をともに低く設定した場合、他の条件が同一であれば、保険料は高くなる。

(問題4)

(設問D) 下記<資料1><資料2>は、生命保険文化センターが行った「2025(令和7)年度生活保障に関する調査」における調査結果の一部である。この調査結果に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、解答に当たっては、「わからない」と回答した人の割合は考慮しないものとする。

<資料1>夫婦2人で老後生活を送る上で必要と考えられている最低日常生活費



<資料2>老後の生活資金をまかなう手段

	N	公的年金	企業年金・退職金	個人年金保険	変額個人年金保険	損保の年金型商品	生命保険	預貯金	有価証券	不動産による収入	NISA※	つみたてNISA※	iDeCo※	老後も働いて得る収入	子どもからの援助	その他	わからない
2025 (令和7)年	3,684	86.8	38.8	30.8	9.6	4.9	10.8	71.8	15.1	4.5	11.7	12.1	7.1	21.1	1.5	0.4	2.6
2022 (令和4)年	3,851	86.2	41.3	32.7	8.7	4.9	11.1	71.7	11.8	3.4	5.8	8.0	6.2	19.5	1.6	0.6	3.2
2019 (令和元)年	4,014	86.7	41.9	33.4	9.3	5.4	11.4	69.6	8.2	5.8	-	-	-	22.3	1.6	0.4	3.2
2016 (平成28)年	4,056	87.5	40.5	33.3	8.3	4.2	12.7	70.4	7.5	3.8	-	-	-	18.0	2.4	0.8	3.0
2013 (平成25)年	4,043	86.5	39.5	30.6	9.5	4.6	12.1	67.1	7.2	3.9	-	-	-	17.7	2.4	0.9	3.1
2010 (平成22)年	4,076	87.2	39.0	30.7	9.7	4.4	12.4	67.9	7.1	4.0	-	-	-	17.9	2.6	1.0	3.3

※2022(令和4)年調査から新設

(出所) 公益財団法人 生命保険文化センター「2025(令和7)年度生活保障に関する調査」を基に作成

1. <資料1>によると、「夫婦2人で老後生活を送る上で必要と考えられている最低日常生活費」は、いずれの年においても「20～25万円未満」と回答した人の割合が最も高く、以下「30～40万円未満」、「25～30万円未満」の順となっている。
2. <資料1>によると、「夫婦2人で老後生活を送る上で必要と考えられている最低日常生活費」は、2016（平成28）年以降、「20～25万円未満」と回答した人の割合の増加傾向が続いている。
3. <資料2>によると、「老後の生活資金をまかなう手段」は、いずれの年においても「公的年金」と回答した人の割合が最も高く、以下「預貯金」、「企業年金・退職金」、「個人年金保険」の順となっている。
4. <資料2>によると、「老後の生活資金をまかなう手段」は、2010（平成22）年以降、「有価証券」と回答した人の割合の増加傾向が続いている。

問2

保険契約等の税務上の取扱いに関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題5)

(設問A) 佐野さんが、(1) 2025年中に支払った医療費等、(2) 2025年中に受け取った給付金等は、下記<資料>のとおりである。佐野さんの2025年分の所得税の医療費控除の金額として、正しいものはどれか。なお、佐野さんの2025年分の総所得金額等は750万円であり、セルフメディケーション税制については考慮しないものとする。

<資料>

(1) 2025年中に支払った医療費等				
	治療等を受けた人	内容	支払金額	備考
①	佐野さん本人	病気の治療に係る入院治療等の費用	23万円	(注1)
		(うち差額ベッド代)	(1.5万円)	
		(うち医師への謝礼品購入費)	(5万円)	(注2)
		(うち入院のための身の回り品購入費)	(1.5万円)	
		(うち治療等を受けるための通院費)	(1万円)	
②	佐野さん本人	健康診断費用	2.5万円	(注3)
		健康診断費用とは別に支払った費用	5万円	
③	佐野さんの妻	薬局で購入した病気予防のためのビタミン剤	0.5万円	(注4)
④	佐野さんの妻	自己の判断により受けたインフルエンザの検査費用	2万円	(注5)
⑤	佐野さんの長男	ケガの治療費	5万円	(注6)

(注1) 佐野さんの妻の希望により個室に入院した。  
 (注2) 電車、バスなどの公共交通機関を利用したことによる費用。  
 (注3) 健康診断等の結果、重大な疾病が発見され、その治療費として支払った費用。  
 (注4) 佐野さんの妻は、佐野さんと生計を一にしている。  
 (注5) インフルエンザ検査の結果、「陰性」であることが判明した。  
 (注6) 佐野さんの長男は、佐野さんと生計を一にしているが、大学進学のため別居している。

(2) 2025年中に受け取った給付金等  
 生命保険からの入院給付金等：16万円(上記(1)①の佐野さん本人の治療費に係るもの)

1. 0円
2. 1.5万円
3. 2.5万円
4. 3.0万円

## (問題6)

(設問B) 室井さんが2025年中に支払った保険料は、下記<資料>のとおりである。室井さんの2025年分の所得税の生命保険料控除の金額として、正しいものはどれか。なお、いずれの契約も保険料は適正に支払われており、生命保険料控除の対象となる要件を満たしているものとし、配当金はないものとする。また、控除額が最も大きくなる組み合わせを用いるものとする。

## &lt;資料&gt;

契約	保険種類	契約時期	保険料 払込方法	年間払込保険料	備考
①	団体定期保険	2002年	月払い	24,000円	(注1)
②	医療保険	2015年	月払い	36,000円	(注2)
③	終身保険	2010年	月払い	42,000円	(注3)
④	個人年金保険	2008年	月払い	48,000円	(注4)

(注1) 毎年4月1日に自動更新する1年契約のものであり特約の付加はない。

(注2) 損害保険会社の商品である。

(注3) 2025年9月以降の保険料14,000円は保険料自動振替貸付により充当された金額である。

(注4) 税制適格特約付個人年金保険である。

## &lt;所得税の生命保険料控除の控除額の速算表&gt;

(1) 2011年12月31日以前に締結した保険契約(旧契約)等に係る控除額

年間の支払保険料の合計		控除額
25,000円 以下		支払保険料の全額
25,000円 超	50,000円 以下	支払保険料×1/2+12,500円
50,000円 超	100,000円 以下	支払保険料×1/4+25,000円
100,000円 超		50,000円

(2) 2012年1月1日以後に締結した保険契約(新契約)等に係る控除額

年間の支払保険料の合計		控除額
20,000円 以下		支払保険料の全額
20,000円 超	40,000円 以下	支払保険料×1/2+10,000円
40,000円 超	80,000円 以下	支払保険料×1/4+20,000円
80,000円 超		40,000円

1. 76,500円
2. 104,500円
3. 106,000円
4. 120,000円

(問題7)

(設問C) 北村さん(66歳・男性)の2025年分の収入は、下記<資料>のとおりである。北村さんの2025年分の所得税の雑所得の金額として、正しいものはどれか。なお、必要経費の計算過程については小数点以下第3位を切り上げ、第2位まで算出することとする。また、財形年金貯蓄非課税制度の適用要件を満たしているものとし、他に雑所得はないものとする。

<資料>

- ① 老齢厚生年金および老齢基礎年金：160万円
- ② 企業年金：100万円(受取期間20年)  
 選択制の企業型確定拠出年金(企業型DC)に基づく年金であり、在職中、北村さんは給与の一部を企業型DCの拠出金として選択しており、拠出金として選択した金額の総額は500万円である。
- ③ 個人年金保険(10年保証期間付終身年金)：36万円(内訳：基本年金および増額年金合計で35万円、配当1万円)  
 北村さん本人が保険料負担者かつ被保険者であり、年金支給開始当時は65歳であった。  
 既払込正味保険料総額：400万円
- ④ 勤労者財産形成年金貯蓄(財形年金貯蓄)による年金：54万円(受取期間10年)  
 勤労者財産形成年金貯蓄契約に基づく預入金額の総額は535万円である。

<公的年金等控除額の速算表>

納税者区分	公的年金等の収入金額(A)	公的年金等控除額
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額 1,000万円以下
65歳未満の者	130万円以下	60万円
	130万円超 410万円以下	$(A) \times 25\% + 27.5$ 万円
	410万円超 770万円以下	$(A) \times 15\% + 68.5$ 万円
	770万円超 1,000万円以下	$(A) \times 5\% + 145.5$ 万円
	1,000万円超	195.5万円
65歳以上の者	330万円以下	110万円
	330万円超 410万円以下	$(A) \times 25\% + 27.5$ 万円
	410万円超 770万円以下	$(A) \times 15\% + 68.5$ 万円
	770万円超 1,000万円以下	$(A) \times 5\% + 145.5$ 万円
	1,000万円超	195.5万円

## ＜余命年数表（抜粋）＞

年金の支給 開始日にお ける年齢	余命年数		年金の支給 開始日にお ける年齢	余命年数	
	男	女		男	女
60歳	19年	23年	66歳	14年	18年
61	18	22	67	14	17
62	17	21	68	13	16
63	17	20	69	12	15
64	16	19	70	12	14
65	15	18	71	11	14

1. 134.05万円
2. 159.00万円
3. 159.05万円
4. 164.05万円

## （問題8）

（設問D）宮野さんが2025年中に受け取った保険金等は、下記＜資料＞のとおりである。宮野さんの2025年分の所得税の一時所得のうち、総所得金額に算入すべき金額として、正しいものはどれか。なお、すべての契約の保険契約者（保険料負担者）は宮野さんであり、いずれも特約を付加していないものとする。また、他に一時所得はないものとする。

## ＜資料＞

契約	保険種類	被保険者	内容	受取額	払込保険料総額	備考
①	養老保険	宮野さん	満期保険金	800万円	600万円	（注1）
②	生前給付保険	宮野さん	特定疾病 保険金	200万円	70万円	—
③	変額保険（有期型）	宮野さん	解約返戻金	350万円	250万円	（注2）
④	一時払終身保険	宮野さん	解約返戻金	900万円	800万円	（注3）
⑤	終身保険	宮野さんの母	死亡保険金	500万円	350万円	（注4）

（注1）宮野さんの父から宮野さんに保険契約者（保険料負担者）の変更が行われており、変更時点での払込保険料総額は300万円、解約返戻金は300万円である。なお、宮野さんの父からの名義変更は相続または遺贈によるものではなく、宮野さんの父は満期時点で生存している。

（注2）月払いで保険料を支払っており、加入してから3年6ヵ月後に解約した。

（注3）加入してから4年9ヵ月後に解約した。

（注4）宮野さんの母は2025年8月に死亡した。

1. 125万円
2. 150万円
3. 200万円
4. 250万円

問3

五十嵐さんは、加入を検討している生命保険の内容についてCFP<sup>®</sup>認定者に相談しました。以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、解答に当たっては、<資料1>～<資料3>の定めによることとします。また、契約時から保険事故までに保険金・給付金などの支払いは一切なく、特約はすべて更新しているものとします。

<資料1>

[VW生命保険会社 5年ごと配当付終身保険普通保険約款 (主契約)]

(この保険の概要) この保険は終身保険であって、つぎの給付を行うことを主な内容とするものです。なお、死亡保険金額および高度障害保険金額は同額です。

	給付の内容
死亡保険金	被保険者が死亡したときに支払います。
高度障害保険金	被保険者が所定の高度障害状態に該当したときに支払います。
保険料払込の免除	被保険者が保険料払込期間中に不慮の事故によって所定の身体障害の状態に該当したときにその後の保険料の払込を免除します。

第1条 (用語の意義)

この普通保険約款において使用されるつぎの用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

	用語の意義
保険金	死亡保険金および高度障害保険金をいいます。
責任開始期	保険契約の締結または復活に際して、当会社の保険契約上の責任が開始される時をいいます。なお、復活の取扱が行われた保険契約においては最後の復活の際の責任開始期をいうものとします。
契約応当日	毎月、半年ごとまたは毎年の契約日に対応する日をいい、毎月の契約日に対応する日を「月単位の契約応当日」、半年ごとの契約日に対応する日を「半年単位の契約応当日」、毎年の契約日に対応する日を「年単位の契約応当日」といいます。なお、契約日に対応する日のない月の場合は、その月の末日をいうものとします。

第2条 (保険金の支払)

この保険契約において支払う保険金はつぎのとおりです。

	保険金を支払う場合 (以下「支払事由」といいます。)	支払額	受取人	支払事由に該当しても保険金を支払わない場合 (以下「免責事由」といいます。)
死亡保険金	被保険者が死亡したとき	死亡保険金額	死亡保険金受取人	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) 責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内の自殺 (2) 保険契約者または死亡保険金受取人の故意 (3) 戦争その他の変乱
高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として高度障害状態 (表1) に該当したとき。 この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、その障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない責任開始期以後の傷害または疾病を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。	死亡保険金額と同額	被保険者	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) 保険契約者または被保険者の故意 (2) 戦争その他の変乱

表1 対象となる高度障害状態  
対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

対象となる高度障害状態	備考
両眼の視力を全く永久に失ったもの	(1) 視力は、万国式試視力表により、1眼ずつ、矯正視力について測定します。 (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。 (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。
言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	—省略—
中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの	—省略—
両上肢を手関節以上で失ったもの	(1) 「上肢の運動機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 —省略— (2) 「下肢の運動機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 —省略—
両下肢の運動機能を全く永久に失ったもの	
1 下肢を足関節以上で失い、かつ、他の1下肢の運動機能を全く永久に失ったもの	
1 上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	
1 上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢の運動機能を全く永久に失ったもの	
1 上肢の運動機能を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	

### 第3条（保険金の支払に関する補則）

- 被保険者の生死が不明の場合でも、当会社が死亡したものと認めたときは、死亡保険金を支払います。
- 保険契約者が法人で、かつ、死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）が保険契約者である場合には、第2条（保険金の支払）の規定にかかわらず、高度障害保険金の受取人は保険契約者となります。
- 高度障害保険金の受取人を被保険者（第2項の規定が適用される場合には、保険契約者）以外の者に変更することはできません。
- 死亡保険金の支払事由の発生以前に死亡保険金受取人が死亡し、死亡保険金受取人の変更が行われていない間は、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人を死亡保険金受取人となります。
- 第4項の規定により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、第4項の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人となります。
- 第4項および第5項により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
- 当会社が高度障害保険金を支払った場合には、保険契約は、被保険者が高度障害状態（表1）に該当した時に消滅したものとみなします。
- 死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に高度障害保険金の請求を受けても、当会社は、これを支払いません。
- 被保険者が責任開始期前にすでに発病していた疾病を原因として責任開始期以後に高度障害状態（表1）に該当した場合でも、当会社が、保険契約の締結または復活の際に、告知等により知っていたその疾病に関する事実（第22条（保険契約を解除できない場合）に規定する保険媒介者のみが知っていた事実は含みません。）を用いて承諾したときは、責任開始期以後に発病した疾病を原因として高度障害状態に該当したものとみなして、第2条の高度障害保険金の支払に関する規定を適用します。ただし、保険契約者または被保険者がその疾病に関する事実の一部のみを告げたことにより、当会社が重大な過失なくその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
10. 保険金を支払うときに保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、当会社は、保険金（第10条（保険料の払込）第8項または第9項の規定により支払われる返還金を含みます。）からそれらの元利金を差し引きます。

### 第4条（保険金の免責事由に該当した場合の取扱）

- つぎのいずれかの免責事由に該当したことによって、死亡保険金が支払われないときは、当会社は、責任準備金を保険契約者に支払います。
  - 責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺したとき
  - 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき（ただし、第2項の場合を除きます。）
  - 戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき
- 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、死亡保険金が支払われないときは、責任準備金その他の返還金の払戻はありません。
- 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の死亡保険金受取人に支払います。この場合、保険契約のうち支払われない死亡保険金に対応する部分については第1項の規定を適用し、その部分の責任準備金を保険契約者に支払います。
- 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡し、または高度障害状態（表1）に該当した場合には、当会社は、死亡保険金または高度障害保険金を支払いません。ただし、その原因によって死亡し、または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、当会社は、その程度に応じ、死亡保険金または高度障害保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

第5条（保険金支払方法の選択）

保険契約者（保険金の支払事由発生後はその保険金の受取人）は、保険金の一時支払にかえて、当会社の定める取扱にもとづき、すえ置支払または年金支払を選択することができます。  
以下一省略一

<資料2>

[リビング・ニーズ特約条項]

（この特約の概要）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の全部または一部について、将来の保険金の支払にかえて、主契約の被保険者（以下「被保険者」といいます。）の余命が6ヵ月以内と判断される場合に特定状態保険金を支払うことを目的としたものです。

第1条（特定状態保険金の支払）

この特約において支払う保険金はずつぎのとおりです。

特定状態保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても特定状態保険金を支払わない場合
被保険者の余命が6ヵ月以内と判断されるとき	当会社の定める取扱にもとづき、主契約の死亡保険金額のうち、特定状態保険金の受取人が指定した金額（以下「指定保険金額」といいます。）から、当会社の定めた方法で計算した特定状態保険金の請求日から6ヵ月間の指定保険金額に対応する利息および保険料に相当する額を差し引いた金額	被保険者	つぎのいずれかにより左記の支払事由に該当したとき (1) 保険契約者または被保険者の故意 (2) 戦争その他の変乱

第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）

1. 保険契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）および主契約の満期保険金受取人（満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。）が保険契約者である場合には、第1条（特定状態保険金の支払）の規定にかかわらず、特定状態保険金の受取人は保険契約者となります。
2. 特定状態保険金の受取人を被保険者（第1項の規定が適用される場合には、保険契約者）以外の者に変更することはできません。
3. 第1条の規定にかかわらず、特定状態保険金の請求日（第3条（特定状態保険金の請求、支払時期および支払場所）第1項に規定する請求に必要な書類が当会社に到着した日（当会社に到着した日が営業日でない場合は翌営業日）をいいます。以下同じ。）が主契約の保険期間の満了する日の直前の年単位の契約応当日以後である場合には、当会社は、特定状態保険金を支払いません。
4. 主契約の死亡保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、主契約は、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
5. 主契約の死亡保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、主契約は、指定保険金額分が特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものと取り扱います。
6. 第5項の場合、主契約の死亡保険金額は、主契約の死亡保険金額から指定保険金額を差し引いた金額に改めます。
7. 特定状態保険金を支払う前に、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、当会社は、特定状態保険金の請求はなかったものとして取り扱います。
8. 主約款に定める死亡保険金または高度障害保険金の請求を受け、その保険金を支払うときは、当会社は、特定状態保険金を支払いません。
9. 主約款に定める死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合には、その支払後に特定状態保険金の請求を受けても、当会社は、これを支払いません。
10. ～12. 一省略一
13. 第1条の規定により特定状態保険金が支払われた場合には、指定保険金額分について主約款の保険契約の消滅等における保険料の残額に相当する金額の支払に関する規定は適用しません。
14. 被保険者が戦争その他の変乱によって特定状態保険金の支払事由に該当した場合には、当会社は、特定状態保険金を支払いません。ただし、その原因によって特定状態保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この特約が付加された保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、当会社は、その程度に応じ、特定状態保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

第3条～第5条一省略一

第6条（特約保険料）

この特約に対する保険料はありません。

第7条～第11条一省略一

第12条（特約の解約返還金）

この特約に対する解約返還金はありません。

第13条（特約の消滅とみなす場合）

つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 第1条（特定状態保険金の支払）の規定により特定状態保険金が支払われたとき

(2) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき  
 (3) 主契約が定期延長保険に変更されたとき  
 第14条 (特約の復旧)  
 定期延長保険に変更された主契約について元の保険契約への復旧の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第13条 (特約の消滅とみなす場合) 第3号の規定によって消滅したこの特約も同時に復旧の請求があったものとしします。  
 第15条 (主約款の契約者配当金の割当および支払の規定を適用する場合の取扱)  
 特定状態保険金の支払に際しては、指定保険金額分に対して、主契約の死亡保険金を支払うときの取扱に準じて、主約款の契約者配当金の割当および支払の規定を適用します。  
 以下一省略一

<資料3>

[災害割増特約条項]				
(この特約の概要) この特約は、つぎの給付を行うことを主な内容とするものです。				
	給付の内容			
死亡による災害割増保険金	主たる保険契約 (以下「主契約」といいます。) の被保険者がこの特約の保険期間中に不慮の事故または所定の感染症によって死亡したときに支払います。			
高度障害による災害割増保険金	主契約の被保険者 (以下「被保険者」といいます。) がこの特約の保険期間中に不慮の事故または所定の感染症によって所定の高度障害状態に該当したときに支払います。			
第1条 (災害割増保険金の支払) この特約において支払う災害割増保険金はつぎのとおりです。				
	災害割増保険金を支払う場合 (以下「支払事由」といいます。)	支払額	受取人	支払事由に該当しても災害割増保険金を支払わない場合
死亡による災害割増保険金	死亡による災害割増保険金被保険者が、この特約の保険期間中につぎのいずれかに該当したとき (1) この特約の責任開始期 (復活の取扱が行われた後は、最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。) 以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき (2) 一省略一	災害割増保険金額	主契約の死亡保険金受取人	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 災害割増保険金の受取人の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故
高度障害による災害割増保険金	被保険者が、この特約の保険期間中につぎのいずれかに該当したとき (1) この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に高度障害状態 (表1) に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。 (2) 一省略一		被保険者	(5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱
表1 対象となる高度障害状態 (主約款の表1と同じのため省略)				
第2条 (災害割増保険金の支払に関する補則) 1. 保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第1条 (災害割増保険金の支払) の規定にかかわらず、高度障害による災害割増保険金の受取人は保険契約者としします。 2. 死亡による災害割増保険金の受取人を主契約の死亡保険金受取人以外の者に変更することはできません。 3. 高度障害による災害割増保険金の受取人を被保険者 (第1項の規定が適用される場合には、保険契約者) 以外の者に変更することはできません。 4. 死亡による災害割増保険金が支払われた場合には、その支払後に高度障害による災害割増保険金の請求を受けても、当会社は、これを支払いません。 以下一省略一				

## (問題 9)

(設問A) 五十嵐さんが加入を検討している生命保険の死亡保険金および高度障害保険金の支払いに関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 被保険者が保険契約の復活が行われた翌年に自殺をした場合、保険契約の契約日から3年超経過していれば、死亡保険金が支払われる。
2. 死亡保険金が支払われた後に高度障害保険金を請求しても、高度障害保険金は支払われない。
3. 死亡保険金受取人が2人おり、1人の死亡保険金受取人が被保険者を故意に死亡させた場合、もう1人の死亡保険金受取人にはその受取割合に応じた死亡保険金が支払われる。
4. 被保険者が責任開始期前に発病していた疾病を原因として責任開始期以後に高度障害状態に該当した場合、原因となった疾病について、責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがあり、その事実を告知していなかったときは、高度障害保険金は支払われない。

## (問題 10)

(設問B) 五十嵐さんが加入を検討している生命保険のリビング・ニーズ特約に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 主契約の保険金が支払われた場合、その支払い後に特定状態保険金を請求しても、特定状態保険金は支払われない。
2. 主契約が定期延長保険へ変更された場合、リビング・ニーズ特約は消滅する。
3. 主契約の死亡保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合、支払い後の主契約の死亡保険金額は、特定状態保険金の指定保険金額を差し引いた金額となる。
4. 保険契約者が個人の場合、特定状態保険金の受取人を主契約の死亡保険金受取人に変更することができる。

## (問題 11)

(設問C) 五十嵐さんが加入を検討している生命保険の災害割増特約に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、いずれの事例も保険料払込期間中で、不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含め180日以内に死亡したものとする。

1. 大雨による土砂崩れにより倒壊した自宅家屋の中で心肺停止の状態で見つされたが、その後死亡が確認された場合、災害割増保険金は支払われる。
2. 法令に定める運転資格を持たない者が運転中に起こした交通事故で、自身の頭部を損傷し、それが致命傷となり死亡した場合、災害割増保険金は支払われない。
3. 死亡による災害割増保険金が支払われた場合、その支払い後に高度障害による災害割増保険金を請求することはできない。
4. 主契約の死亡保険金受取人と災害割増特約の死亡による災害割増保険金受取人は、同一人とする必要はない。



問4

宮本裕子さん（以下「裕子さん」という）は、今後の生活設計や生命保険について、CFP<sup>®</sup>認定者に相談しました。以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

[家族構成]

氏名	続柄	年齢	備考
宮本 裕子	本人	40歳	会社員（独身）
宮本 健一	父	70歳（死亡当時）	2025（令和7）年に死亡
宮本 佳子	母	72歳	無職

[状況等]

- ・ 裕さんは、22歳から現在までHZ株式会社に勤務（厚生年金保険加入）しており、60歳の定年まで働く予定である。同社で定年後も継続雇用で働き、65歳で退職する予定である。
- ・ HZ株式会社の退職金制度は企業型確定拠出年金制度に全額移行しており、裕さんは退職時に全額一時金で受け取る予定である。
- ・ 裕さんの公的年金の受給額は、年額240万円の見込みであり、65歳から受け取る予定である。国民年金保険料の未納期間および免除期間はない。
- ・ 裕さんは、今後も結婚する予定はなく、現在は母の佳子さんと賃貸マンションに居住しているが、2年後をめどに、住宅ローンを組んで中古マンションを購入する予定である。なお、父の健一さんは、2025（令和7）年に死亡した。

## (問題 1 2)

(設問A) 裕子さんは、生命保険会社が破綻した場合の契約者保護について、CFP<sup>®</sup>認定者に相談した。生命保険契約者保護機構（以下「機構」という）に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 運用実績連動型保険契約のうちの特別勘定（特定特別勘定）に係る部分は、機構による補償の対象とならない。
2. 生命保険会社破綻時に過去3年間で常に予定利率が基準利率を超えていた契約を高予定利率契約といい、高予定利率契約の補償率は、「 $80\% - \{(\text{過去3年間における各年の予定利率} - \text{基準利率}) \text{の総和} \div 2\}$ 」で計算される。
3. 高予定利率契約の基準利率は、全生命保険会社の過去5年間の年平均運用利回りを基準に金融庁長官および財務大臣が定めることとなっている。
4. 生命保険会社が破綻し、責任準備金等の削減や予定利率の引下げ等が行われた場合の保険金額は、一般的に、保障性の高い保険では減少しないか減少幅は小さく、貯蓄性の高い保険では減少幅が大きくなる。

(問題 1 3)

(設問B) 裕子さんは、令和7年に父の健一さんが死亡したことにより初回の年金を受け取った。この生命保険契約等の年金の調書に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、解答に当たっては、下記<資料> (HS生命保険会社が所轄税務署と年金受取人宛に提出している支払調書のうち、年金受取人宛のもの) を参照すること。また、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

<資料>

HS生命保険会社

このたびご請求いただきましたご契約について、ご指定のお受取り方法にてお支払いいたしましたのでご通知申し上げます。

**令和 7 年分 生命保険契約等の年金の支払調書**

支払を受ける者	住所又は居所										
	氏名	宮本 裕子				個人番号					
年金の種類	年金の支払金額	年金の支払金額に対応する保険料又は掛金額			差引金額	源泉徴収税額					
確定年金	1 千 円 5 0 0 0 0 0	1 千 円 2 0 0 0 0 0			3 0 0 0 0 0	□□□□□□					
契約者	住所(居所)又は所在地	氏名又は名称				宮本 健一					
		個人番号又は法人番号									
相続等 生命保 険年金 に該当	年金の支払開始日	残存期間数	支払開始日	支払期間数	保証期間数						
	令和7 年 10 月 1 日	10 年	歳	年	年						
	支払総額又は支払総額見込額	支払総額等のうち保険料又は掛金額の占める割合			年金に係る権利について相続税法第24条の規定により評価された額						
	1 5 0 0 0 0 0 0 円	8 0 %			1 3 5 0 0 0 0 0 円						

所得税（源泉徴収税）について

お客様のお受取りになる年金は、相続・贈与等に係る年金となり、年金開始時に年金受給権については相続税、毎年の年金については所得税（雑所得）の課税対象となります。なお、源泉徴収税については対象外となります。

雑所得の計算方法は以下のとおりです。

雑所得＝課税部分の年金収入金額－必要経費額

年金は課税部分と非課税部分に振り分け、課税部分の所得金額にのみ所得税が課税されます。

年金開始初年の所得税は全額非課税となり、2年目以降は非課税部分が経過年数とともに減少していきます。

1. 年金開始時には、年金受給権の評価額である1,350万円が相続税の課税対象となる。
2. 令和7年に受け取った年金額150万円は、第1回目の支払年金であるため、所得税は全額非課税となる。
3. 毎年受け取る年金は、相続等生命保険年金に該当するため、所得税の源泉徴収はされない。
4. 相続または贈与により受けた年金受給権に関する支払調書については、支払金額が年100万円以下の場合、生命保険会社は所轄の税務署に支払調書を提出する必要はない。

(問題14)

(設問C) 裕子さんは、契約している下記<資料>の個人年金保険の課税関係について詳しく知りたいと思い、CFP<sup>®</sup>認定者に相談した。CFP<sup>®</sup>認定者が行った個人年金保険の税務に関する次の説明のうち、最も不適切なものはどれか。

<資料>

契約	保険契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡給付金 受取人	年金受取人	契約年	備考
①	裕子さん	裕子さん	佳子さん	裕子さん	2017年	(注1)
②	裕子さん	裕子さん	佳子さん	裕子さん	2024年	(注2)

(注1) 保証期間付終身年金であり、個人年金保険料税制適格特約が付加されている。

(注2) 一時払変額個人年金保険(10年確定年金)である。

1. 「契約①について、契約後10年以内に、年金受取人を裕子さんから佳子さんへ変更することはできません。」
2. 「契約①について、保証期間分を繰上げ請求し一時金を受け取った場合、雑所得として所得税の課税対象となります。」
3. 「契約②について、ファンド間の資金を移動(スイッチング)して差益が発生した場合、その時点で源泉分離課税の対象となります。」
4. 「契約②について、据置期間中(契約日から5年以内)に積立金の一部を引き出した場合、金融類似商品として源泉分離課税の対象となります。」

(問題 15)

(設問D) 裕子さんは、下記<資料>のHX生命保険株式会社の医療保険に加入することを検討している。<資料>の医療保険の商品性に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

<資料>

3つの告知で健康に不安のある方も持病がある方も入りやすい、あんしんが一生継続医療保険です。

(ご契約年齢) 20～85歳まで加入できます！

以下の告知項目のすべてが「いいえ」の方は、お申込みいただけます！

①	最近3ヵ月以内に、医師から入院・手術・検査のいずれかをすすめられたことがありますか。(※1)	いいえ <input type="checkbox"/>
②	過去1年以内に、病気やケガで入院をしたこと、または手術を受けたことがありますか。	いいえ <input type="checkbox"/>
③	過去5年以内に、がん・上皮内がん・肝硬変・統合失調症・アルコール依存症・認知症で、医師の診察・検査・治療・投薬のいずれかを受けましたことがありますか。(※2)	いいえ <input type="checkbox"/>

(※1) 「検査をすすめられた」とは、健康診断・人間ドック・がん検診または医療機関を受診した結果、診断確定のための再検査や精密検査をすすめられたことをいいます。ただし、再検査や精密検査の結果、「異常なし」と診断された場合は除きます。

(※2) 「診察・検査」には、治療を受けた最後の日から5年以上経過した「がん・上皮内がん」の経過診察のための診察・検査を含みません。「検査を受けた」には、健康診断・人間ドック・がん検診の受診を含みません。

さらに該当の告知項目④⑤が「いいえ」の場合は下記オプションを付加することができます。

特定疾病保険料 払込免除特則 ④をチェック	特定治療支援特約 (引受基準緩和型) ④⑤をチェック	がん診断特約 (引受基準緩和型) ⑤をチェック
-----------------------------	----------------------------------	-------------------------------

④	過去2年以内に、心疾患(※3)・脳血管疾患(※4)で、医師の診察・検査・治療・投薬のいずれかを受けましたことがありますか。(※5)	いいえ <input type="checkbox"/>
⑤	過去2年以内に、がん・上皮内がん・ポリープ・しゅよう(※6)・しゅりゅう・胸のしこり・子宮頸部異形成で、医師から定期的な診察または検査を受けるように指導されたことがありますか。(※7)	いいえ <input type="checkbox"/>

(※3) 「心疾患」とは、心筋梗塞・狭心症、心筋症、心不全、不整脈(心房細動、発作性頻拍を含みます。)、心臓弁膜症(僧帽弁閉鎖不全症、大動脈弁狭窄症を含みます。)を指します。

(※4) 「脳血管疾患」とは、脳卒中(脳梗塞・脳出血・くも膜下出血)、一過性脳虚血発作(TIA)、硬膜下血腫、硬膜外血腫(外傷性は除きます。)、もやもや病を指します。

(※5) 「検査を受けた」には、健康診断・人間ドックの受診を含みません。

(※6) 「しゅよう」には、細胞診・組織診・しゅようマーカーの異常を含みます。

(※7) 「検査を受けるよう指導された」には、健康診断・人間ドック・がん検診で、「要経過観察(※8)」、「要再検査」、「要精密検査」、「要治療」の指摘を受けた場合を含みます。なお、指摘を受けた場合でも、「再検査」、「精密検査」を受診し、その結果「異常なし」と診断された場合を除きます。

(※8) 半年以内(3ヵ月後、半年後等)の受診・検査を指示された「要経過観察」に限ります。

<p><b>保障内容</b> 病気やケガによる入院・手術等を一生保障します。                  (給付金を全額保障！ご契約後1年間の削減期間がありません)                  さらに、死亡の保障を含む選べるオプションによりあんしん！健康ならお祝金も！</p>		<p>入院給付金日額 10,000円 タイプ</p>	<p>入院給付金日額 5,000円 タイプ</p>	
基本保障	<p>入院 &lt;疾病入院給付金&gt; &lt;災害入院給付金&gt;</p>	<p>病気やケガで所定の入院をされたとき &lt;支払限度日数&gt; 1回の入院につき：型に応じて60日または120日、保険期間を通じて1,095日</p>	<p>1日につき 10,000円 (終身)</p>	<p>1日につき 5,000円 (終身)</p>
	<p>手術・放射線治療 &lt;手術給付金&gt; &lt;放射線治療給付金&gt;</p>	<p>公的医療保険制度の給付対象の手術・放射線治療または骨髄等の採取術を受けられたとき（お支払いの対象外となる手術・放射線治療や、お支払い回数に制限がある場合があります）</p>	<p>手術の種類により1回につき 40・20・10・5万円（終身） 放射線治療1回につき 10万円（終身）</p>	<p>手術の種類により1回につき 20・10・5・2.5万円（終身） 放射線治療1回につき 5万円（終身）</p>
選べるオプション(特則)	<p>先進医療特約 (引受基準緩和型) &lt;先進医療給付金&gt;</p>	<p>公的医療保険制度における所定の先進医療を受けられたとき (厚生労働大臣が定める先進医療で、対象となる医療技術ごとに医療機関・適応症が限定されています)</p>	<p>先進医療にかかわる技術料と同額 (通算2,000万円まで) 10年更新(90歳まで自動更新)</p>	
	<p>死亡保障 &lt;死亡保険金&gt;</p>	<p>死亡されたとき</p>	<p>50～500万円 (終身)</p>	<p>25～250万円 (終身)</p>
	<p>健康祝金特則 &lt;健康祝金&gt;</p>	<p>5年ごとの対象期間中に継続10日以上入院がないとき</p>	<p>5年ごとに 10万円 (最長90歳まで)</p>	<p>5年ごとに 5万円 (最長90歳まで)</p>
	<p>特定疾病保険料 払込免除特則 3大疾病になったときの保険料の負担の備えに！</p>	<p>初めて(※)がん(悪性新生物)と診断確定されたとき(上皮内新生物を除く) 心疾患・脳血管疾患で所定の手術または継続20日以上入院治療を受けられたとき ☆がんについて保障の開始まで90日の不担保期間(保障されない期間)があります。 (※)責任開始日の5年前の応当日以後の期間を通じて初めてとします。</p>	<p>将来の主契約および特約の保険料のお払込みが不要となります。</p>	

1. 最近3ヵ月以内に、医師から入院・手術・検査のいずれも勧められたことがなく、告知項目②③がいずれも「いいえ」であれば、この保険に申し込むことができる。
2. 過去2年以内に脳血管疾患で医師の投薬（病院で薬の処方のみ）を受けたことがある場合、告知項目①②③⑤がいずれも「いいえ」であっても、特定治療支援特約（引受基準緩和型）を付加してこの保険に申し込むことはできない。
3. 特定疾病保険料払込免除特則を付加してこの保険に加入し、責任開始日の5年前の応当日以後の期間を通じて初めて上皮内新生物と診断確定された場合、将来の主契約および特約の保険料の払込みが不要になる。
4. 入院給付金日額5,000円タイプに死亡保障を付加してこの保険に加入する場合、死亡保険金額を入院給付金日額の600倍に設定することはできない。



問5

村瀬健二さん（以下「健二さん」という）は、個人事業主として飲食店を経営しており、老後の生活設計について、CFP®認定者に相談しました。以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

[家族構成]			
氏名	続柄	年齢	備考
村瀬 健二	本人	52歳	自営業（個人事業主）
村瀬 志保	妻	50歳	自営業（手伝い）
村瀬 悠	長男	20歳	大学生

（問題16）

（設問A）健二さんは、妻の志保さんのために、下記＜資料＞の収入保障保険に加入している。仮に、2026年6月に健二さんが死亡、2028年6月に3回目の年金を受け取った場合、志保さんの2028年分の所得税の雑所得の金額として、正しいものはどれか。なお、必要経費の計算過程において端数が生じた場合は、小数点以下第3位を切り上げ、第2位まで算出することとする。また、他に雑所得はないものとする。

＜資料＞

保険種類：収入保障保険 契約形態：保険契約者（保険料負担者）・被保険者＝健二さん 収入保障年金受取人＝志保さん 年金支払回数：13回 年金年額：180万円（内訳：基本年金および増額年金合計で180万円、配当金0円） 既払込正味保険料総額：117万円 年金受給権発生時の相続税評価額：2,106万円
--

＜参考式＞

① 相続税評価割合＝相続税評価額÷年金の支払総額または支払総額見込額 相続税評価割合が50%超の場合の ② 総収入金額算入額（課税部分）＝一課税単位当たりの金額（※a）×経過年数（※b） ※a 一課税単位当たりの金額＝年金の支払総額×課税割合（※c）÷課税単位数（※d） ※b 経過年数とは、年金の支払開始日からその支払いを受ける日までの年数（1年未満の端数切捨て）をいう。 ※c 相続税評価割合に応じて課税割合を定める。 ※d 課税単位数＝残存期間年数（※e）×（残存期間年数－1年）÷2 ※e 残存期間年数とは、居住者に係る年金の支払開始日におけるその年金の残存期間に係る年数（1年未満の端数切上げ）をいう。 ③ 必要経費の金額＝②×（既払込正味保険料総額÷年金総額） ④ 雑所得の金額＝②－③
--

## &lt;課税割合&gt;

相続税評価割合	課税割合	相続税評価割合	課税割合	相続税評価割合	課税割合
50%超 55%以下	45%	75%超 80%以下	20%	92%超 95%以下	5%
55%超 60%以下	40%	80%超 83%以下	17%	95%超 98%以下	2%
60%超 65%以下	35%	83%超 86%以下	14%	98%超	0%
65%超 70%以下	30%	86%超 89%以下	11%	—	—
70%超 75%以下	25%	89%超 92%以下	8%	—	—

1. 22,800円
2. 45,600円
3. 68,400円
4. 91,200円

## (問題17)

(設問B) 健二さんは、現在加入中の下記<資料>の保険について名義変更をしようと検討している。  
名義変更に係る税務上の取扱い等に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

## &lt;資料&gt;

保険種類：個人年金保険

契約形態：

	名義変更前	名義変更後
保険契約者（保険料負担者）	健二さん	志保さん
被保険者	志保さん	志保さん
死亡給付金受取人	健二さん	健二さん
年金受取人	健二さん	志保さん

年金受取開始年齢：65歳

保険料払込期間：65歳払込満了

年金年額・受取期間：60万円・10年間

名義変更までに健二さんが支払った正味払込保険料総額：330万円

名義変更時点の解約返戻金相当額：300万円（配当金を含まない）

年金受取開始までの払込保険料総額：550万円

名義変更時点での積立配当金：2万円

1. 名義変更後、健二さんと志保さんが年金受取開始まで生存している場合、年金受給権の60%が年金受取開始時に贈与税の課税対象となる。
2. 名義変更後、年金受取開始前に志保さんが死亡した場合、健二さんが受け取る死亡給付金は、全額が相続税の課税対象となる。
3. 名義変更後の契約について、個人年金保険料税制適格特約を付加することはできない。
4. 健二さんの死亡により名義変更した場合、健二さんが死亡した時点の生命保険契約に関する権利は、相続税の生命保険金の非課税金額の適用対象となる。

(問題 18)

(設問C) 志保さんは、下記<資料>の少額短期保険(1口・2,000円コース)に加入することを検討している。<資料>の保険に加入した場合の受取額に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、各選択肢の入院、手術および通院は、各保障の支払い対象に該当するものとする。

<資料>

【保険料一定型医療保険】

●特徴

1. 病気やケガによる入院・手術・通院・先進医療に備えられます。日帰り入院・日帰り手術も保障します
2. ご加入後、お支払いいただく保険料はずっと一定で、5歳刻みで受け取れる給付金額が変わっていくタイプの保険です

●仕組図(イメージ)

1口・2,000円コースにご加入の場合の給付金額

	入院保障※1	手術保障		通院保障※2	先進医療保障 ※3
支払事由	入院をした場合	日帰り手術を含む、所定の手術を受けた場合		入院・手術給付金の支払事由に該当する入院または手術後に、通院した場合	厚生労働省指定の先進医療を受けた場合
	1入院につき、1日目から60日目まで保障	1泊2日以上 継続入院中の手術	その他の手術	1入院または手術1回につき通院給付金額1回まで保障	<div style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">+</div> 先進医療の技術料に応じた所定の金額を1保険期間(1年間)に100万円まで
50歳・女性	日額 4,000円	40,000円	12,000円	26,000円	
60歳・女性	日額 3,000円	30,000円	9,000円	16,000円	
70歳・女性	日額 2,000円	20,000円	6,000円	15,000円	

- ・ 給付金額は年齢・性別・口数(加入コース)によって変わります。また、給付金額は50歳から5歳刻みで変わります(先進医療保障を除く)。
- ・ 1保険期間(1年間)の給付金の支払限度額は160万円です※4。

- ※1 一度退院した後に、同じ病気やケガで再入院された場合、退院日の翌日から次の入院までの期間が180日以内であれば、一度目の入院日数と二度目の入院日数の合計を1回の入院として数えます。60日を超えた場合の超過分についてはお支払いできません。
- ※2 通院給付金のお支払い対象となる通院は、入院の退院日の翌日以降180日以内、あるいは手術の翌日以降180日以内の通院を対象とし、お支払いの対象となる入院あるいは手術1回につき1回のみ給付となります。入院や手術の原因となった不慮の事故による傷害が同一であるとき、または、原因となった病気が同一、もしくは医学上重要な関係がある場合は一連の入院や手術に対して通院給付金は1回のみ給付となります。
- ※3 先進医療は、技術料のみが保険外診療として扱われ、入院や手術などの医療費は保険診療として扱われます。厚生労働大臣の認める医療技術・適応症・実施医療機関等の要件を満たしていない場合は、先進医療保障のお支払い対象にはなりません。先進医療の指定技術や実施医療機関は随時見直しが行われます。最新の情報は厚生労働省のウェブサイトでご確認ください。
- ※4 1年間の給付金額が160万円に達する支払事由が発生した場合は、限度額を超えてのお支払いはできません。ただしその場合は、以降の同じ保険期間中の保険料はいただきません。翌年、更新されると給付金支払額もまた0円からの計算となり、給付金をお支払いできます。保険料も通常通りお払い込みいただくこととなります。

1. 志保さんが52歳時に乳がんを診断確定され、15日間継続入院中に手術を受け、退院後に放射線治療のため5ヵ月間通院した場合、受け取ることができる給付金の合計額は、126,000円である。
2. 志保さんが53歳時に狭心症と診断され、40日間継続入院中に手術を受け、退院から120日後に狭心症により再度30日間継続入院し、退院後に5回通院した場合、受け取ることができる給付金の合計額は、372,000円である。
3. 志保さんが60歳時に脳梗塞と診断され、120日間継続入院中に手術を受け、退院後にリハビリ治療のため4ヵ月間通院した場合、受け取ることができる給付金の合計額は、406,000円である。
4. 志保さんが73歳時に自宅での転倒による足の骨折と診断され、50日間継続入院し、退院後に2回通院した場合、受け取ることができる給付金の合計額は、166,000円である。

### (問題19)

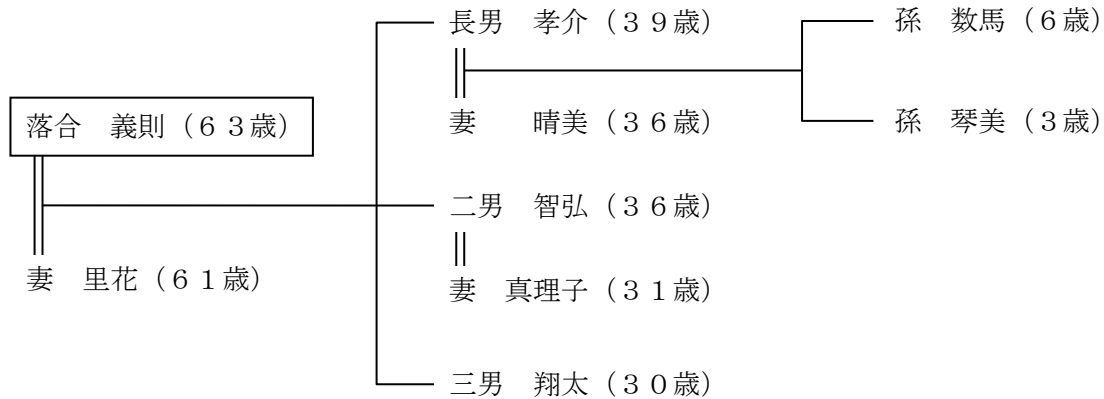
(設問D) 根拠法を有する共済(制度共済)等に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 全国共済農業協同組合連合会(JA共済連)が実施するJA共済の生命共済の保障内容を見直す場合、所定の範囲で現在加入している契約の共済掛金積立金等を充当し、他の種類の契約に変更する転換制度を活用することができる。
2. 全国労働者共済生活協同組合連合会(こくみん共済coop)は、毎年の決算で剰余金が生じた場合、決算月の末日時点における有効契約の共済契約者に割戻金を支払う。
3. 都道府県民共済では、共済を取り扱っている他の都道府県に引っ越した場合、転居先の都道府県民共済への移管手続きをすることにより、保障を引き継ぐことができる。
4. JA共済、こくみん共済coopおよび都道府県民共済等の共済契約は、保険業法の適用対象となるが、保険法の適用対象とはならない。

問6

千葉県内で非上場の株式会社L I（以下「L I社」という）を経営する落合義則さん（以下「義則さん」という）は、生命保険を活用した相続対策について、CFP<sup>®</sup>認定者に相談しました。以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

[親族関係図]



[状況等]

- ・ L I社は、役員4名、従業員30名の株式会社で、義則さんが代表取締役社長、長男の孝介さんが取締役となっている。なお、義則さんは近い将来、孝介さんにL I社の経営を継いでもらいたいと考えている。
- ・ 妻の里花さんは専業主婦で、L I社の経営には関与していない。
- ・ 二男の智弘さんは、東京都内でメーカーに勤務しており、L I社に入社する予定はない。
- ・ 三男の翔太さんは、自身で起業して会社経営をしており、L I社と取引関係はない。
- ・ L I社に係る連帯保証人は義則さんのみである。
- ・ 義則さんの相続発生時には、法定相続人以外で相続等により財産を取得する者はおらず、すべての相続人は相続を放棄しないものとする。

[義則さんの主な資産内容（相続税評価額であり、生命保険契約を除く）]

自宅（土地・建物）：8,000万円

※土地は小規模宅地等の特例適用後

L I社自社株：22,000万円（義則さんの保有株は発行済株式総数の100%）

預貯金：5,000万円

有価証券等：6,000万円

その他の財産：3,000万円

※義則さんの住所および保有する財産は、日本国内にあるものとする。

## [生命保険契約一覧]

契約	保険契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金受取人	死亡保険金額
①	義則さん	義則さん	里花さん	3,000万円
②			孝介さん	5,000万円
③			数馬さん	1,000万円
④			琴美さん	1,000万円
⑤		孝介さん	義則さん	2,000万円
⑥	LI社	義則さん	LI社	10,000万円

※LI社が受け取る死亡保険金のうち、1,000万円を弔慰金（全額非課税）として支払い、残額は死亡退職金として全額支払うものとする。

## [LI社の役員退職慰労金規程における死亡退職金の条文抜粋]

## 第●条（死亡役員に対する死亡退職金等）

死亡した役員に対する死亡退職金・弔慰金は、労働基準法施行規則第42条から第45条に基づき、配偶者を第一順位とし、配偶者のいない場合には子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順位で支給するものとする。なお、該当者が複数いるときは代表者に対して支給するものとする。

## (問題20)

(設問A) 現時点で義則さんが死亡した場合に支払われる生命保険金および死亡退職金のうち、里花さんの相続税の課税対象額（非課税金額控除後の金額）として、正しいものはどれか。

1. 9,250万円
2. 9,400万円
3. 10,250万円
4. 10,400万円

## (問題21)

(設問B) 契約⑤について、義則さんが孝介さんより先に死亡し、この生命保険契約に関する権利を相続人が取得した場合、その相続税評価額として、正しいものはどれか。なお、解約返戻金について、源泉徴収されるべき所得税等はないものとする。

## [義則さん死亡時の契約⑤の死亡保険金額等]

死亡保険金額	2,000万円
相続開始時の解約返戻金額	1,100万円
相続開始時の前納保険料の金額	100万円
相続開始時の積立配当金の金額	50万円

1. 1,050万円
2. 1,100万円
3. 1,250万円
4. 2,000万円

## (問題 2 2)

(設問 C) 義則さんは、後継者である長男の孝介さんに会社に関わる個人資産をすべて相続させようと考えているが、その場合、二男の智弘さんや三男の翔太さんが財産分割への不公平を感じないか心配している。そこで、CFP<sup>®</sup>認定者は、生命保険契約等を活用した代償分割による解決策を提案した。代償分割に関する次の説明のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 「代償交付金の準備を目的とした生命保険契約の場合、被保険者を義則さん、死亡保険金受取人を孝介さんとする必要がありますが、保険契約者（保険料負担者）については、義則さんまたは孝介さんとすることができます。」
2. 「孝介さんが現金の代わりに保有する不動産を代償交付した場合、その不動産の評価額は税務上、孝介さんが取得した時点の価格となります。」
3. 「代償財産の交付により譲渡所得が生じた場合でも、譲渡に係る所得税相当額を相続税額から控除することはできません。」
4. 「孝介さんが、智弘さんと翔太さんに代償交付金として金銭を分割払いで交付する場合、相続人全員の合意が必要となりますが、家庭裁判所の許可を得る必要はありません。」

## (問題 2 3)

(設問 D) 義則さんは財産の移転を進めながら万が一に備えるため、新たな生命保険への加入などについてCFP<sup>®</sup>認定者に相談した。孫を死亡保険金受取人とする生命保険への加入や孫への生命保険料相当額の贈与等に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、保険契約者＝保険料負担者とする。

1. 義則さんが死亡し生命保険契約③および④から死亡保険金が支払われる場合、琴美さんは相続税額の2割加算の対象となるが、義則さん夫婦と数馬さんが普通養子縁組をしていた場合、数馬さんは相続税額の2割加算の対象とならない。
2. 義則さん夫婦が、数馬さんおよび琴美さんと普通養子縁組をしていた場合、義則さんが死亡した場合に支払われる生命保険金の非課税金額の計算に当たり、法定相続人の数に含めることができるのは1人までである。
3. 義則さんから数馬さんに相続時精算課税制度を適用して、新たに毎年110万円の贈与を行い、当該贈与が継続している期間中に義則さんが死亡した場合、数馬さんが贈与を受けた額は、相続税の課税価格に加算する必要はない。
4. 義則さんから琴美さんに、新たに毎年100万円の暦年課税による贈与を行い、当該贈与が継続している期間中に義則さんが死亡した場合、琴美さんが贈与を受けた額は、相続税の課税価格に加算する必要がある。

## (問題 2 4)

(設問 E) CFP<sup>®</sup>認定者は、義則さんの死亡に備えた相続対策（1次相続対策）だけでなく、里花さんの死亡に備えた相続対策（2次相続対策）も重要であることを義則さんに説明し、下記のような終身保険の契約形態を提案した。生命保険を活用した2次相続対策に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

## ＜終身保険の契約形態＞

契約	保険契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金受取人	備考
①	義則さん	里花さん	義則さん	(注1)
②	里花さん	里花さん	孝介さん	(注2)

(注1) 保険料を一時払いで支払うものとする。また、加入後、義則さんが里花さんよりも先に死亡した場合、保険契約者を里花さん、死亡保険金受取人を孝介さんに変更するものとする。

(注2) 義則さんから里花さんに保険料相当額を毎年適正に贈与する方法により加入し、義則さんが死亡した時点から保険契約者を孝介さんに変更するか、または里花さんのまま継続する。

1. 契約①に加入後、義則さんが死亡し、その後、里花さんが死亡した時に孝介さんが受け取る死亡保険金は、全額が相続税の課税対象となる。
2. 契約①に加入後、里花さんが義則さんよりも先に死亡した時に義則さんが受け取る死亡保険金は、全額が所得税（一時所得）の課税対象となる。
3. 契約②に加入後、義則さんが死亡し、その後、保険契約者を孝介さんに変更した場合、里花さんが死亡した時に孝介さんが受け取る死亡保険金について、孝介さんが払い込んだ保険料部分は所得税（一時所得）の課税対象となる。
4. 契約②に加入後、義則さんが死亡し、その後、保険契約者を里花さんのまま継続した場合、里花さんが死亡した時に孝介さんが受け取る死亡保険金は、義則さんが里花さんに保険料相当額を贈与していた保険料部分は贈与税、義則さんが死亡後に里花さんが払い込んだ保険料部分は相続税の課税対象となる。

問7

NQ株式会社（以下「NQ社」という）は、ここ数年売上が拡大し、業績を順調に伸ばしています。NQ社の代表取締役社長である安藤雄太さん（以下「安藤社長」という）は、業績が好調なこの時期に役員が死亡等で退職した場合の事業保障や退職金の見直しを検討するため、CFP<sup>®</sup>認定者に相談しました。以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

[NQ社の会社概要]

業種：製造業

設立：1991年4月1日

資本金：1,000万円

従業員数：18名

規程：従業員退職金規程および役員退職慰労金規程は整備されている。

[家族構成]

氏名	続柄	年齢	備考
安藤 雄太	本人	63歳	代表取締役社長
安藤 里奈	妻	61歳	専業主婦
安藤 哲平	長男	40歳	専務取締役
安藤 陽介	二男	37歳	他企業に勤務
安藤 美紀	長女	35歳	他企業に勤務

## &lt;資料&gt;

## [役員退職慰労金規程]

## 第1条（総則）

当社の取締役または監査役（以下「役員」という）が退職したとき、または役掌が大きく変更したときは、株主総会の決議を経て退職慰労金を支給することができる。

## 第2条（目的）

この規程は、役員が退職または法人税基本通達による分掌変更等の場合に、一時金および分割払いによる支給を行い、もって役員在任期間中の功労に報い、退職後における役員または遺族の生活の安定に寄与する目的とする。

## 第3条（適用の範囲）

この規程は、全役員に適用する。ただし、次の各項のいずれかに該当する場合は、退職慰労金を減額または支給しないことがある。

1. 退職に当たり、所定の手続きおよび事務処理等をなさず、会社業務の運用に支障をきたす場合。
2. 退職に当たり、会社の信用を傷つけ、または在任中知り得た会社の機密を漏らすことによって、会社に損害を与えるおそれのある場合。
3. 在任中不都合な行為があり、役員を解任された場合。
4. その他前各項に準ずる行為があり、取締役会で減額ないし不支給を相当と認めた場合。

## 第4条（算定基準）

1. 退職慰労金の算定は、退任時最終報酬月額に役員在任年数を乗じ、退任時役位別倍率を乗じて算出した額の合計額とする。ただし、算定額に万円未満の端数がある場合は万円単位に切り上げる。
2. 役位に変更がある場合には、役員在任中の最高位をもって最終役位とする。

## 役位別倍率

代表取締役社長	3.0	専務取締役	2.5	常務取締役	2.0
取締役	1.5	監査役	1.5		

## 第5条（在任期間）

役員在任年数は1ヵ年を単位とし、端数は月割とする。ただし、1ヵ月未満は1ヵ月に切り上げる。

## 第6条（功績加算）

在任中に特に功績顕著と認められる役員に対しては、第4条により算定される退職慰労金額にその30%を超えない額を限度として、加算することがある。

## 第7条（弔慰金）

任期中に死亡したときは、次の金額を死亡退職金とは別に弔慰金として支給する。

業務上の死亡の場合：死亡時の報酬月額×36ヵ月

業務外の死亡の場合：死亡時の報酬月額×6ヵ月

## 第8条（支給時期）

退職慰労金・弔慰金の支給時期は原則として株主総会の決議または承認後1ヵ月以内とする。

第9条（死亡役員に対する死亡退職金等）

1. 死亡した役員に対する死亡退職金・弔慰金は、役員が指定した遺族に支給する。
2. 遺族が指定されていないときは、配偶者を第一順位とし、配偶者のいない場合には子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順位とする。なお、該当者が複数いるときは代表者に対して支給するものとする。

第10条（生命保険契約の締結）

1. 会社は退職慰労金・弔慰金の支払いに際し、一時的な資金負担を軽減するため、役員を被保険者とする生命保険契約を締結する。
2. 役員が退職したときは退職慰労金の全部または一部として、この保険契約上の名義を退職役員に変更のうえ、保険証券を交付することがある。
3. 新任の役員については、就任後速やかに加入手続きをとるものとする。

第11条（使用人兼務役員の取扱い）

この規程により支給する退職慰労金には、使用人兼務役員に対し使用人として支給すべき退職給与を含まない。

第12条（規程の改正）

この規程は、改定権を有する取締役会の決議をもって随時改正することができる。

第13条（その他）

本規程に定めなき事項については、取締役会で協議決定する。

第14条（施行日）

この規程は、2020年4月1日より施行し、施行後に退職する役員に対して適用する。

（問題25）

（設問A）安藤社長は将来、長男の哲平さんを代表取締役社長として選任し、自身は2028年3月31日に代表取締役社長を退任して退職金を受け取る予定である。その後5年間、非常勤取締役として勤務し、2033年3月31日に完全退職することを考えている。代表取締役社長退任時の退職慰労金および非常勤取締役退任時の退職慰労金の合計額として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては、下記＜条件＞を参照すること。

＜条件＞

- ・ 代表取締役社長退任時の報酬月額が120万円、非常勤取締役の就任と同時に報酬を減額し、退任時までの報酬月額は40万円変わらないものとする。
- ・ 代表取締役社長退任時の退職慰労金に20%の功績加算があるものとする。
- ・ 代表取締役として34年、非常勤取締役として5年務めたものとする。

1. 12,540万円
2. 14,688万円
3. 14,988万円
4. 16,212万円

## (問題 26)

(設問B) 安藤社長は役員退職金等の準備手段について詳しく知りたいと思い、CFP<sup>®</sup>認定者に質問した。CFP<sup>®</sup>認定者が行った次の説明のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 「役員退職金の支給に代えて、NQ社が保険契約者として低解約返戻金型遡増定期保険に加入し、低解約返戻金期間中に安藤社長個人に名義変更した場合、この時点の解約返戻金の額が資産計上額の70%に相当する金額未満のときは、資産計上相当額を現物支給したものと評価されます。」
2. 「中小企業退職金共済制度は、安藤社長などの役員も加入することができるため、役員退職金の準備に活用することができます。」
3. 「小規模企業共済制度は、加入に当たり業種により常時使用する従業員数に制限がありますが、NQ社はその要件を満たしているため安藤社長などの役員も加入することができ、役員退職金以外の老後資金の準備に活用することができます。」
4. 「税引後利益を内部留保し預貯金で役員退職金を準備することも可能ですが、経営が苦しくなった際に内部留保を取り崩した場合、役員退職金の準備が滞ることがあります。」

(問題 27)

(設問C) CFP®認定者は、次期社長である哲平さんに役員退職慰労金の資金準備と事業保障資金の必要額を補うために定期保険への加入を提案した。下記<条件>に基づき、NQ社が定期保険に加入した場合、保険期間の開始の日から6年を経過する日における保険料支払時のNQ社の経理処理として、正しいものはどれか。なお、計算過程で生じた円未満の端数は切り捨てるものとする。また、最高解約返戻率の到達時点およびその割合は、下記<条件>の数値等の範囲で判定すること。

<条件>

[NQ社が加入を検討している生命保険]

保険種類：定期保険（無配当）

保険契約者：NQ社

被保険者：哲平さん（契約年齢40歳）

死亡保険金受取人：NQ社

死亡保険金額：1億円

保険期間：98歳満了

保険料払込期間：98歳（全期払い）

年払い保険料：2,341,600円

[保険料累計額と解約返戻金額の推移]

(金額の単位：万円)

経過年数	年齢	保険料累計額	解約返戻金額	解約返戻率
1年	41歳	235	158	67.4%
6年	46歳	1,405	1,223	87.0%
11年	51歳	2,576	2,277	88.4%
16年	56歳	3,747	3,290	87.8%
21年	61歳	4,918	4,282	87.0%
26年	66歳	6,089	5,245	86.1%
31年	71歳	7,259	6,133	84.4%
36年	76歳	8,430	6,929	82.1%
41年	81歳	9,601	7,592	79.0%
46年	86歳	10,772	8,036	74.6%
51年	91歳	11,943	7,964	66.6%
56年	96歳	13,113	5,235	39.9%

※保険料累計額は万円未満切り上げ、解約返戻金額は万円未満切り捨て、解約返戻率は小数点以下第2位を切り捨てた数値である。

※解約返戻金額は、各経過年数の契約当日の前日時点の金額を記載している。

1.	借方	貸方
	支払保険料 508,128円	現金・預金 2,341,600円
	前払保険料 1,833,472円	
2.	借方	貸方
	支払保険料 478,624円	現金・預金 2,341,600円
	前払保険料 1,862,976円	
3.	借方	貸方
	支払保険料 936,640円	現金・預金 2,341,600円
	前払保険料 1,404,960円	
4.	借方	貸方
	支払保険料 1,404,960円	現金・預金 2,341,600円
	前払保険料 936,640円	

## 問8

WP株式会社（以下「WP社」という）は、厳しい外部環境の中、ここ数年業績を順調に伸ばしています。柴田社長は、最近人材確保が難しくなっており、従業員の定着に向け福利厚生の拡充を検討しており、福利厚生制度等についてCFP<sup>®</sup>認定者に相談しました。以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

## [会社概要]

業種：運送業

設立：1989年4月1日

資本金：1,000万円

従業員数：正社員38名、パートタイマー・アルバイト5名

定年：60歳（65歳まで再雇用制度あり）

福利厚生：退職金（一時金）制度、中小企業退職金共済制度（退職金の準備手段）、養老保険（福利厚生プラン）

## &lt;資料&gt;

## [従業員退職金規程]

## 第1条（適用範囲）

1. この規程は、就業規則の規程に基づき従業員の退職金について定めたものである。
2. この規程による退職金制度は、会社に雇用され勤務する正社員に適用する。パートタイマー、嘱託など就業形態が特殊な者についてはこの限りではない。

## 第2条（退職金の算定方法）

1. 退職金は別表で定めるところにより、退職時における基本給の月額に従業員各人の勤続年数に応じた退職金支給率を乗じて得た額とする。
2. 前項の算定をするに当たって、その者の退職事由が次の第1号から第4号までのいずれかに該当する場合には退職金支給率（別表1）を、第5号および第6号のいずれかに該当する場合には退職金支給率（別表2）をそれぞれ適用する。
  - ① 定年
  - ② 事業の縮小など業務上の都合による解雇
  - ③ 業務上の事由による傷病
  - ④ 死亡
  - ⑤ 自己都合
  - ⑥ 業務外の事由による傷病
3. 毎年3月末時点の年次評価においてS評価を得た場合は、その年数に応じて、下記算式の退職慰労金を別途支払うものとする。

退職金に加えて支給する退職慰労金額＝S評価を得た年数×5万円

### 第3条（計算期間）

1. 計算の対象となる勤続年数は、入社日から起算し、退職の日までとする。これには試用期間を通算するが、就業規則に定める休職期間についてはこれを通算しない。
2. 計算上1ヵ月未満の端数月が生じた場合は、15日以上を1ヵ月とし、月割計算を行う。

### 第4条（特別功労金）

在職中、特に功労があったと認められる従業員に対して、退職金に特別功労金を加算して支給することがある。支給額は、その都度その功労の程度を勘案して定める。

### 第5条（算出金額の端数処理）

この規程による退職金の算出金額に10,000円未満の端数が生じたときは、これを10,000円に切り上げる。

### 第6条（控除）

退職金の支給に際しては、法令に定めるほか、支給を受ける者が会社に対して負う債務を控除する。

### 第7条（支払いの時期および方法）

退職金は、退職または解雇の日から30日以内に通貨で直接、支給対象者にその全額を支払う。ただし、その者の同意がある場合は、その指定する金融機関口座への振込みまたは金融機関振出小切手などの方法により支払う。

### 第8条（遺族の範囲および順位）

1. 本人死亡のときの退職金を受ける遺族の範囲および順位は、労働基準法施行規則第42条から第45条までに定めるところによる。
2. 前項の規定にかかわらず、従業員が本人の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹のうち特定の者を指定したときには、会社は死亡退職金をその指定した者に対して支給する。このとき、従業員はあらかじめ会社に届出を行い、事前に承認されることを要するものとする。

### 第9条（退職金の不支給）

1. 以下の各号の一に該当する者には、退職金を支給しない。ただし、事情により第2条に規定する自己都合退職金支給額に相当する退職金を支給することがある。
  - ① 就業規則に定める懲戒規定に基づき懲戒解雇された者
  - ② 退職後、支給日までの間において在職中の行為につき懲戒解雇に相当する事由が発見された者
2. 退職金の支給後に前項第2号に該当する事実が発見された場合は、会社は支給した退職金の返還を当該従業員であった者または前条の遺族に求めることができる。

### 第10条（社外業務に従事した場合の併給の調整）

出向等社命により社員が社外業務に従事し、他社より退職金に相当する給付を受けた場合には、その者の退職金は、この規程により算定された退職金から当該給付に相当する額を控除して支給する。

### 第11条（外部積立てによる退職金の支給）

会社が、中小企業退職金共済制度など外部機関において積立てを行っている場合は、当該外部機関から支給される退職金は、会社が直接本人に支給したものとみなし、第2条に規定する算定方法により会社から直接支給する退職金は、当該外部機関から支給される退職金の額を控除した額とする。

第12条（改定）

この規程は会社の経営状況および社会情勢の変化等により必要と認めるときは、支給条件・支給水準を見直すことがある。

付則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

別表1 会社都合の場合の退職金支給率

勤続	支給率	勤続	支給率	勤続	支給率
1年	0.73	11年	9.01	21年	29.85
2年	1.41	12年	10.45	22年	32.35
3年	2.07	13年	11.99	23年	34.97
4年	2.73	14年	13.65	24年	37.75
5年	3.50	15年	15.43	25年	39.65
6年	4.14	16年	17.58	26年	40.25
7年	4.92	17年	19.87	27年	40.85
8年	5.71	18年	22.26	28年	41.45
9年	6.56	19年	24.80	29年	42.05
10年	7.67	20年	27.45	30年以上	42.65

別表2 自己都合の場合の退職金支給率

勤続	支給率	勤続	支給率	勤続	支給率
1年	0	11年	6.87	21年	26.50
2年	0	12年	8.03	22年	29.78
3年	1.48	13年	9.27	23年	33.19
4年	2.02	14年	10.60	24年	36.85
5年	2.59	15年	11.98	25年	39.65
6年	3.14	16年	14.08	26年	40.25
7年	3.73	17年	16.21	27年	40.85
8年	4.32	18年	18.47	28年	41.45
9年	4.95	19年	20.87	29年	42.05
10年	5.79	20年	23.36	30年以上	42.65

## (問題 28)

(設問A) WP社の従業員である唐沢さんが、私傷病で死亡した場合、<資料>および下記<条件>に基づき計算した唐沢さんの死亡退職金の額として、正しいものはどれか。

## &lt;条件&gt;

勤続年数等：正社員として12年継続して勤務

退職時における基本給の月額：318,000円

その他：S評価を得た年数は2年であり、第3条に定める「休職期間」は1年である。

第4条に定める特別功労加算はなく、第9条に定める「不支給」、第10条に定める「社外業務に従事した場合の併給の調整」に該当する事由はないものとする。

1. 229万円
2. 266万円
3. 297万円
4. 343万円

## (問題 29)

(設問B) 柴田社長は、現在の退職一時金を減額し、その分を確定拠出年金制度に移行したいと考え、CFP<sup>®</sup>認定者に相談した。退職一時金制度から確定拠出年金制度への移行に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 現在の退職一時金の一部を確定拠出年金制度に移行する場合、退職一時金制度の変更のため労使合意が必要となる。
2. 確定拠出年金制度への移行に当たっては、会社側で移換対象額に相当する現金を準備する必要がある。
3. 退職一時金制度から確定拠出年金制度に移換する資産は、移行年度を含めて4～8年度以内で均等に分割して移換しなければならない。
4. 確定拠出年金制度への移換対象額は、退職一時金制度の変更前後の会社都合要支給額の減少部分相当額が上限となる。

(問題30)

(設問C) WP社は従業員退職金の財源準備方法として、下記<資料>の従業員全員加入の60歳満了養老保険(無配当)福利厚生プランに加入している。加入から12年後に従業員の山岸さんが死亡により退職する場合、山岸さんの死亡退職金支給に係るWP社の一連の経理処理として、最も適切なものはどれか。なお、保険料は12年分支払い済みとし、保険料の未経過分に相当する返還金はないものとする。また、源泉徴収については考慮しないものとする。

<資料>

保険種類：養老保険(無配当)  
 保険契約者・満期保険金受取人：WP社  
 被保険者：従業員全員(普遍的加入)  
 死亡保険金受取人：被保険者の遺族  
 保険期間：各被保険者の60歳満期  
 保険料払込期間：各被保険者の60歳払込満了  
 山岸さんに係る死亡保険金額：200万円  
 山岸さんに係る年払い保険料：7万円

※山岸さんは32歳で加入したものとする。  
 ※山岸さんの死亡退職金予定額は320万円とし、そのうち72万円は中小企業退職金共済制度から支払われるものとする。

1.	借方		貸方
	雑損失 420,000円		保険積立金 420,000円
	退職金 480,000円		現金・預金 480,000円
2.	借方		貸方
	雑損失 420,000円		保険積立金 420,000円
	退職金 1,200,000円		現金・預金 480,000円
			雑収入 720,000円
3.	借方		貸方
	雑損失 420,000円		保険積立金 420,000円
	退職金 2,480,000円		現金・預金 480,000円
			雑収入 2,000,000円
4.	借方		貸方
	雑損失 420,000円		保険積立金 420,000円
	退職金 3,200,000円		現金・預金 480,000円
			雑収入 2,720,000円



## 問9

損害保険の制度と仕組みに関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

## (問題31)

(設問A) 損害保険に係る法律知識に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 自動車損害賠償保障法では、ひき逃げ等の被害者救済の観点から、自動車損害賠償責任保険とは別に、政府が自動車損害賠償保障事業を行うことを定めている。
2. 製造物責任法（PL法）では、被害者（原告）は製造業者等の過失を立証する義務を負う。
3. 借家人が過失（重過失に該当しない）による火災で借家を焼失させた場合、失火の責任に関する法律（以下「失火責任法」という）は適用されず、借家人は貸主に対し民法第415条に定める債務不履行による損害賠償責任を負う。
4. 過失（重過失に該当しない）による火災で隣家を焼失させた場合、失火責任法が適用され、民法第709条に定める損害賠償責任は負わない。

## (問題32)

(設問B) 保険業法が定める保険契約の申込みの撤回または解除（以下「クーリング・オフ」という）に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、保険契約者＝保険料負担者であるものとし、記載のない事項についてはクーリング・オフの要件を満たしているものとする。

1. 保険契約者が個人で保険期間2年の自動車損害賠償責任保険は、クーリング・オフの対象とならない。
2. 保険契約者が法人で保険期間2年の賠償責任保険は、クーリング・オフの対象とならない。
3. 個人が保険期間3年の火災保険契約を保険業者等の営業所で申し込んだ場合、クーリング・オフの対象とならない。
4. 個人の保険契約者が保険期間3年の自動車保険の解除を電子メールにより申し出た場合、クーリング・オフはできない。

**(問題 3 3)**

(設問C) 保険業法における情報提供義務および意向把握義務に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 個人の保険契約者（本人・保険料負担者）が加入する保険期間1年の家族傷害保険の場合、本人以外の被保険者である家族への「情報提供義務」は適用されない。
2. 自治会が保険契約者（保険料負担者）で、主催する行事参加者を被保険者とする傷害保険の場合、被保険者への「情報提供義務」は適用されない。
3. 法人が保険契約者（保険料負担者）で、全従業員を被保険者とする保険期間1年の普通傷害保険の場合、被保険者への「意向把握義務」は適用されない。
4. 個人が加入する財形貯蓄傷害保険の契約の場合、「意向把握義務」は適用される。

問10

損害保険の保険金等に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題34)

(設問A) 三上さんは、自身が所有する戸建ての住宅専用建物(延床面積120m<sup>2</sup>)を保険の対象として、地震保険を保険金額600万円(保険価額1,500万円)で契約(保険期間:2026年2月1日から5年間)している。2026年5月25日に発生した地震による火災で住宅建物が床面積で75m<sup>2</sup>焼失し、当該建物の主要構造部の損害の額が700万円であった場合、地震保険から三上さんに支払われる地震保険金の額として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては、下記<資料>を参照すること。

<資料>

[地震保険普通保険約款(抜粋)]	
第1章 用語の定義条項	
第1条(用語の定義)	
この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。	
用語	定義
保険価額	損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。
建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干等の屋外設備・装置を除きます。ただし、居住の用に供する建物に限ります。
全損	(建物の場合) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額の50%以上である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が70%以上である損害をいいます。
大半損	(建物の場合) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額の40%以上50%未満である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が50%以上70%未満である損害をいいます。
小半損	(建物の場合) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額の20%以上40%未満である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上50%未満である損害をいいます。
一部損	(建物の場合) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額の3%以上20%未満である損害をいいます。
第2章 補償条項	
第2条(保険金を支払う場合)	
(1) 当社は、地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって、保険の対象について生じた損害が全損、大半損、小半損または一部損に該当する場合は、この約款に従い、保険金を支払います。	

- (2) 地震等を直接または間接の原因とする地すべりその他の災害による現実かつ急迫した危険が生じたため、建物全体が居住不能に至った場合は、これを地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって生じた建物の全損とみなして保険金を支払います。
- (3) 地震等を直接または間接の原因とする洪水・融雪洪水等の水災によって建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、その建物に損害が生じた場合には、これを地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって生じた建物の一部損とみなして保険金を支払います。
- (4) (1) から (3) までの損害の認定は、保険の対象が建物である場合には、その建物ごとに行い、保険の対象が生活用動産である場合には、これを収容する建物ごとに行います。また、門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合には、これらが付属する建物の損害の認定によるものとします。

第3条～第4条—省略—

第5条（保険金の支払額）

- (1) 当社は、第2条（保険金を支払う場合）の保険金として次の金額を支払います。
- ① 保険の対象である建物または生活用動産が全損となった場合は、その保険の対象の保険金額に相当する額。ただし、保険価額を限度とします。
  - ② 保険の対象である建物または生活用動産が大半損となった場合は、その保険の対象の保険金額の60%に相当する額。ただし、保険価額の60%に相当する額を限度とします。
  - ③ 保険の対象である建物または生活用動産が小半損となった場合は、その保険の対象の保険金額の30%に相当する額。ただし、保険価額の30%に相当する額を限度とします。
  - ④ 保険の対象である建物または生活用動産が一部損となった場合は、その保険の対象の保険金額の5%に相当する額。ただし、保険価額の5%に相当する額を限度とします。
- (2) (1) の場合において、この保険契約の保険の対象である次の建物または生活用動産について、この保険契約の保険金額がそれぞれ次に規定する限度額を超えるときは、その限度額をこの保険契約の保険金額とみなし(1)の規定を適用します。
- ① 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する建物 5,000万円
  - ② 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する生活用動産 1,000万円

以下—省略—

1. 180万円
2. 210万円
3. 360万円
4. 420万円

(問題35)

(設問B) 会社員の小山さんは、ゴルフ場でプレー中に、小山さんの打ったゴルフボールが誤って前の組でプレーをしていた湯本さんに当たり、負傷させてしまった。下記<条件>に基づく、ゴルファー保険の賠償責任保険金の額として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては、下記<資料>を参照すること。

<条件>

[小山さんの契約内容]

保険契約者・被保険者：小山さん

保険種類：ゴルファー保険

傷害保険金額：400万円

賠償責任保険金額（支払限度額）：5,000万円（免責金額：1万円）

ゴルフ用品特約保険金額：20万円

ホールインワン特約保険金額：30万円

[事故状況および損害額]

加害者：小山さん

被害者：湯本さん（前の組のプレーヤー）

損害賠償額：32万円（ケガによる入院および通院の治療費・交通費など）

争訟費用：14万円（弁護士相談料・裁判費用など）

※損害額は確定済みの金額で、事故に関連するその他の費用は発生していない。

※争訟費用は保険会社の同意を得たものである。

<資料>

[個人型生活補償保険普通保険約款 ゴルファー賠償責任補償特約（抜粋）]

第1条－省略－

第2条（保険金を支払う場合）

(1) 当社は、日本国内または国外において被保険者が行うゴルフの練習中、競技中または指導中に発生した偶然な事故により、被保険者が他人の身体の障害または他人の財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を被保険者に支払います。

(2) 当社は、損害の原因となった本条（1）の事故発生の時が保険期間中であった場合に限り、保険金を支払います。

第3条～第4条－省略－

第5条（支払保険金の計算）

(1) 1回の事故につき、当社が支払う保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、保険金額を限度とします。

$$\boxed{\text{保険金の額}} = \boxed{\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額}} + \boxed{\text{判決により支払いを命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金}} - \boxed{\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額}} - \boxed{\text{免責金額}}$$

(2) 当社は、本条(1)に定める保険金に加えて、次表に掲げる費用の合計額を保険金として支払います。なお、これらの費用については、その全額を支払います。

費用	説明
①損害防止費用	第7条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)(1)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用をいいます。
②権利保全行使費用	第7条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)(1)③に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用をいいます。
③緊急措置費用	第2条(保険金を支払う場合)(1)に規定する事故により他人の身体の障害または他人の財物の損壊が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときに、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当社の同意を得て支出した費用をいいます。
④示談交渉費用	被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当社の同意を得て支出した費用、および第9条(当社による解決)(2)の規定により被保険者が当社に協力するために要した費用をいいます。
⑤争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が当社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用をいいます。

以下—省略—

1. 31万円
2. 32万円
3. 45万円
4. 46万円

## (問題36)

(設問C) 馬場さんは、自家用自動車を運転中に事故に遭い、相手車両および自車両に損害が生じた。下記<条件>に基づき、馬場さんの自動車保険から支払われる対物賠償保険金と車両保険金の合計額として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては<資料1><資料2>を参照すること。

## &lt;条件&gt;

## [馬場さんの自動車保険の契約内容]

保険契約者・記名被保険者・車両所有者：馬場さん  
対人賠償責任保険金額：無制限（免責金額：0円）  
対物賠償責任保険金額：無制限（免責金額：5万円）  
車両保険金額：180万円（免責金額：0円）  
車両保険価額：180万円

## [相手方の自動車保険の契約内容]

保険契約者・記名被保険者・車両所有者：相手方の個人名義  
対人賠償責任保険金額：無制限（免責金額：0円）  
対物賠償責任保険金額：無制限（免責金額：3万円）

## [その他]

- ・ 事故状況と過失割合および損害額等は、<資料1>のとおり。
- ・ 馬場さんと相手方のいずれの損害額および過失割合も確定済みであり、双方にケガはない。
- ・ 相手方の対物賠償責任保険からの保険金および相手方保険の免責金額の相手方負担分を受け取ることとし、保険会社間の相殺はないものとする。また、<資料2>第2節第4条（1）の「第5条①から⑤までの費用」および「被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するもの」は発生していないものとする。
- ・ <資料2>車両条項第5条（3）の「回収金」には、相手方の対物賠償保険金および相手方負担の免責金額を含み、「第7条の費用」はないものとする。

<資料 1 >

[事故状況]  
 信号のないT字型交差点

馬場さんの車両  
過失割合：60%

相手車両  
過失割合：40%

衝突

[損害額等]  
 馬場さんの車両の損害額（修理費用）：50万円  
 相手車両の損害額（修理費用）：70万円  
 相手車両の時価額：210万円  
 事故に要したその他の費用：なし

<資料 2 >

[個人総合自動車保険普通保険約款（抜粋）]

第2節 対物賠償責任条項  
 第1条（保険金を支払う場合）  
 当社は、ご契約のお車の所有、使用もしくは管理に起因して他人の財物を損壊させたこと、またはご契約のお車の所有、使用もしくは管理に起因して軌道上を走行する陸上の乗用具が運行不能になること（以下「対物事故」といいます。）により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この対物賠償責任条項および基本条項に従い、対物賠償保険金を支払います。

第2条～第3条－省略－  
 第4条（支払保険金の計算）  
 (1) 1回の対物事故につき当社の支払う対物賠償保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、対物保険金額を限度とします。

対物賠償 保険金の額	＝	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	＋	第5条（費用）①から⑤までの費用	－	被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額	－	保険証券に免責金額の記載がある場合は、その免責金額
---------------	---	-----------------------------------	---	------------------	---	---	---	---------------------------

(2) －省略－  
 －中略－

車両条項

第1条（保険金を支払う場合）

(1) 当社は、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水、高潮その他の偶然な事故によってご契約のお車に発生した損害およびご契約のお車の盗難によって発生した損害に対して、この車両条項および基本条項に従い、被保険者に車両保険金を支払います。

(2) 本条（1）のご契約のお車には、付属品を含みます。

第2条～第4条－省略－

第5条（支払保険金の計算）

(1) 1回の事故につき当社の支払う車両保険金の額は、次のとおりとします。

区分	支払保険金の額	
	車両保険金額が保険価額以上の場合	車両保険金額が保険価額に達しない場合
① 全損の場合	保険価額	車両保険金額
② 分損の場合	<p>次の算式によって算出される額とします。ただし、保険価額を限度とします。</p> $\boxed{\text{第6条（損害の額の決定）②の損害の額}} - \boxed{\text{保険証券に免責金額の記載がある場合は、その免責金額}}$	<p>次の算式によって算出される額とします。ただし、車両保険金額を限度とします。</p> $\left( \boxed{\text{第6条②の損害の額}} - \boxed{\text{保険証券に免責金額の記載がある場合は、その免責金額}} \right) \times \frac{\text{車両保険金額}}{\text{保険価額}}$

(2) －省略－

(3) 第6条（損害の額の決定）の損害の額および第7条（費用）の費用のうち、回収金（注1）がある場合において、回収金（注1）の額が被保険者の自己負担額を超過するときは、当社は本条（1）および（2）に定める車両保険金の合計額からその超過額を差し引いて車両保険金を支払います。

(4) －省略－

（注1）回収金とは、第三者が負担すべき金額で被保険者のために既に回収されたものをいいます。

第6条（損害の額の決定）

当社が車両保険金を支払うべき損害の額は、次のとおりとします。

① 全損の場合は、保険価額

② 分損の場合は、次の算式によって算出される額

$$\boxed{\text{損害の額}} = \boxed{\text{修理費の額}} - \boxed{\text{修理に際し部分品を交換したためにご契約のお車全体として価額の増加が発生した場合は、その増加額}} - \boxed{\text{修理に伴って発生した残存物がある場合は、その残存物の価額}}$$

以下－省略－

1. 43万円
2. 67万円
3. 70万円
4. 72万円



## 問 1 1

会社員の有馬さんが契約している損害保険に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

## [家族構成]

有馬さん (63歳) : 会社員  
妻 (60歳) : パート  
長女 (35歳) : 会社員 (両親と別居・別生計、離婚後は一人暮らし)  
長男 (29歳) : 会社員 (両親と別居・別生計、未婚)  
有馬さんの姉 (65歳) : 無職 (有馬さんと同居・同一生計)

## [有馬さんが契約している損害保険の内容]

## &lt;契約①&gt;

保険種類 : 住宅向け火災保険  
保険契約者＝被保険者 : 有馬さん  
保険期間 : 2023年10月1日から5年間  
保険の対象 : 建物 鉄骨造陸屋根2階建て専用住宅1棟  
家財 上記建物内収容家財一式  
保険価額 : 建物 5,000万円  
家財 2,300万円  
保険金額 : 建物 5,000万円  
家財 2,300万円

## &lt;契約②&gt;

保険種類 : 自動車保険  
保険契約者＝記名被保険者・車両所有者 : 有馬さん  
保険期間 : 2026年1月1日から1年間  
被保険自動車 : 自家用普通乗用車  
保険金額 : 対人賠償責任保険金額 無制限 (1名につき)  
対物賠償責任保険金額 無制限 (1事故につき)  
人身傷害保険金額 1億円 (1名につき)  
搭乗者傷害保険金額 1,000万円 (1名につき)  
エコノミー車両保険 (車対車+限定A) 保険金額200万円  
特約 : 運転者家族限定特約  
運転者年齢条件特約 (35歳以上補償)  
ファミリーバイク特約 (人身傷害型)  
弁護士費用特約 (自動車事故型)  
地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約

## &lt;契約③&gt;

保険種類：自動車保険

保険契約者＝記名被保険者・車両所有者：有馬さん

保険期間：2026年3月1日から1年間

被保険自動車：自家用軽四輪乗用車

保険金額：対人賠償責任保険金額 無制限（1名につき）

対物賠償責任保険金額 無制限（1事故につき）

人身傷害保険金額 5,000万円（1名につき）

一般車両保険金額 90万円

車両協定新価保険金額 130万円

特約：運転者年齢条件特約（35歳以上補償）

車両新価（新車）特約

※<契約②><契約③>ともに自動車損害賠償責任保険は、同一の保険会社で契約している。

**（問題37）**

（設問A）有馬さんは住宅向け火災保険<契約①>に地震保険を付帯することを検討している。住宅向け火災保険と地震保険に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 火災により自宅の敷地内に置いていた自転車に損害が生じた場合、住宅向け火災保険の損害保険金の支払い対象となる。
2. 台所のガス漏れで爆発し建物の壁が損壊した場合、住宅向け火災保険の損害保険金の支払い対象となる。
3. 火山の噴火による火砕流で自宅が焼失した場合、地震保険金の支払い対象となる。
4. 地震により自宅ガレージが倒壊し、自動車に損害が生じた場合、地震保険金の支払い対象となる。

**(問題38)**

(設問B) 自動車保険<契約②><契約③>に付帯している特約に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 有馬さんが友人から借用した原動機付自転車（総排気量50cc）を運転中に対物事故を起こした場合、<契約②>のファミリーバイク特約（人身傷害型）の補償の対象とならない。
2. <契約②>の被保険自動車は、地震による損害を受け、全損と認定された場合、50万円が車両全損時一時金として支払われる。
3. 事故で被保険自動車の損害が協定新価保険価額の50%以上となった場合、新しい車への買替え費用は<契約③>の車両新価（新車）特約の補償の対象となる。
4. 有馬さんが<契約③>の被保険自動車を運転中に追突されて重傷を負い、相手方への損害賠償請求を弁護士に委任する場合、その弁護士費用は<契約②>の弁護士費用特約の補償の対象となる。

**(問題39)**

(設問C) 自動車保険<契約②><契約③>に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 有馬さんの姉が<契約②>の被保険自動車を運転中、出会い頭の事故（過失割合は有馬さんの姉：20%、相手方：80%）で被保険自動車が損壊し、相手方が特定できる場合、車両保険金の支払い対象となる。
2. 長女が<契約②>の被保険自動車を運転中に、店舗の塀を損壊する対物事故を起こした場合、対物賠償保険金の支払い対象となる。
3. 長男が<契約②>の被保険自動車を運転中に追突事故を起こし、ケガをして通院した場合、人身傷害保険金の支払い対象となる。
4. 長男の友人（23歳）が<契約③>の被保険自動車を運転中に、歩行者と接触する対人事故を起こした場合、対人賠償保険金の支払い対象となる。



## 問 1 2

会社員の池谷さんは、2026年中にマイホームとしてMPマンションの一室を購入し、建物専有部分および家財を保険の対象として火災保険と地震保険の契約をする予定です。MPマンションの管理組合が契約している損害保険と池谷さんが契約を検討している損害保険に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

## [購入予定のMPマンションの概要]

物件：MP不動産が仲介する分譲マンションの2階205号室

物件所在地：福岡県福岡市内

専有面積：85.10m<sup>2</sup>（登記面積）

建築年月：2022年2月竣工

建物規模および用途：鉄筋コンクリート造6階建て共同住宅32戸室

1階部分には2つの店舗（歯科医院、中華料理店）がある複合用途の併用住宅建物

購入金額：4,400万円

諸費用：240万円（購入時の登記費用、住宅ローン事務手数料等）

共用部分：マンション管理組合で維持・管理運営

## [MPマンションの管理組合が契約している損害保険]

## &lt;契約①&gt;

保険種類：マンション管理組合総合保険

保険契約者：MPマンションの管理組合

被保険者：MPマンションの管理組合（ただし、個人賠償責任<包括契約>特約のみ区分所有者および居住者）

保険の対象：建物（上塗基準で共用部分のみ一括付保）

保険期間：5年間

保険金額：6億円（共用部分のみ）

特約：施設賠償責任特約 支払限度額 1億円（1名・1事故につき）

漏水担保特約（自動付帯）

管理組合役員賠償責任特約

個人賠償責任（包括契約）特約 支払限度額 1億円（1名・1事故につき）

## &lt;契約②&gt;

保険種類：地震保険（マンション管理組合総合保険<契約①>に付帯）

保険契約者：MPマンションの管理組合

保険の対象：建物（共用部分のみ）

保険期間：5年間

保険金額：2億6,000万円（共用部分のみ）

[池谷さんが契約を検討している損害保険]

<契約③>

保険種類：住宅向け火災保険および地震保険

保険契約者・被保険者：池谷さん

保険期間：5年間

保険の対象：建物（専有部分のみ）および家財

**(問題 4 0)**

(設問A) MPマンションの管理組合が契約している地震保険<契約②>および池谷さんが契約を検討している地震保険<契約③>に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 店舗の区分所有者の共用部分の持分は、<契約②>の保険の対象とすることができない。
2. 地震による損害がエレベーター機械室と受水槽のみであった場合、<契約②>の地震保険の保険金の支払い対象とならない。
3. 区分所有者の専有部分は、区分所有者の同意があった場合、<契約②>の保険の対象とすることができる。
4. 池谷さんが地震保険<契約③>を契約する場合、地震保険金額は、区分所有者ごとの共用部分の持分割合に応じた地震保険金額と専有部分の地震保険金額を合わせて、5,000万円が限度となる。

**(問題 4 1)**

(設問B) 池谷さんがMPマンションの一室を購入した場合、MPマンションの管理組合が契約しているマンション管理組合総合保険<契約①>の施設賠償責任特約、管理組合役員賠償責任特約および個人賠償責任（包括契約）特約に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. MPマンションの共用部分の給排水管からの水漏れにより、区分所有者の家財が汚損による損害を被った場合、施設賠償責任特約の補償の対象となる。
2. 池谷さんがバルコニーを清掃中、誤って清掃用具を落としたことにより通行人にケガをさせた場合、個人賠償責任（包括契約）特約の補償の対象となる。
3. 管理組合のパソコンから区分所有者の情報が誤って漏えいし、お詫びに係る費用を管理組合が負担した場合、管理組合役員賠償責任特約の補償の対象となる。
4. 管理組合理事長が、修繕積立金を私的に流用したため他の区分所有者から損害賠償請求をされた場合、管理組合役員賠償責任特約の補償の対象となる。

## 問13

CFP<sup>®</sup>認定者は、株式会社AK（以下「AK社」という）に係るリスクマネジメントと、関連する各種損害保険についてのアドバイスを求められました。以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

## [AK社の概要]

事業内容：乳製品製造・販売業

※同一敷地内で店舗を運営している。

資本金：5,000万円

従業員：80名（うち、パート・アルバイト60名）

所有建物：本社ビル（鉄筋コンクリート造3階建て 600m<sup>2</sup>）

製造工場（鉄骨造平屋建て 5,000m<sup>2</sup>）

店舗（チーズ、アイスクリーム等を販売：鉄骨造平屋建て 100m<sup>2</sup>）

所有車両：9台（自家用普通乗用車 2台、自家用小型貨物車 7台）

## (問題42)

(設問A) AK社は下記の企業費用・利益総合保険を契約している。AK社の製造工場建物および機械設備が火災により損害を被った場合、企業費用・利益総合保険から支払われる保険金の額として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては、下記<資料1><資料2>を参照すること。

## &lt;資料1&gt;

## [契約内容]

保険種類：企業費用・利益総合保険（利益条項）

補償期間：1年間

保険の対象：製造工場建物および建物内収容の機械設備・装置

約定補償率：50%

免責金額：0円

その他特約：なし

## [損害の状況]

工場建物の焼失により、営業収益が復旧するまでに1年かかる。

## [直近の会計年度（1年間）の内容]

営業収益（売上高）：20億円

経常費：9億円（うち、人件費3億円）

変動費：10億円

営業利益：1億円

## [事故後の状況]

営業収益減少額：4億円

支出を免れた経常費：1億円

収益減少防止費用：0円

## &lt;資料2&gt;

## [企業費用・利益総合保険普通保険約款（抜粋）]

## 第1章 利益条項

## 第1条（保険金を支払う場合）

当社は、次のいずれかに該当する事由により営業が休止または阻害されたために生じた喪失利益および収益減少防止費用（以下この条項において「損失」といいます。）に対して、この条項および基本条項の規定に従い、保険金を支払います。

- ① すべての偶然な事故により保険の対象が損害を受けたこと。
- ② 不測かつ突発的な事由に起因して保険の対象と配管または配線により接続している別表1に掲げる事業者の占有するユーティリティ設備の機能が停止または阻害されたことにより、電気、ガス、熱、水道もしくは工業用水道または電信・電話の供給・中継が中断または阻害されたこと。

## 第2条～第4条—省略—

## 第5条（用語の定義）

この条項において使用される用語の定義は次のとおりとします。

## ①～⑧—省略—

## ⑨ 利益率

直近の会計年度（1年間）において、次の算式によって算出した割合をいいます。

$$\boxed{\text{利益率}} = \frac{\text{営業利益} + \text{経常費}}{\text{営業収益}}$$

ただし、同期間中に営業損失（営業費用から営業収益を差し引いた額）が生じた場合は、次の算式によって算出した割合をいいます。

$$\boxed{\text{利益率}} = \frac{\text{経常費} - \text{営業損失}}{\text{営業収益}}$$

## 第6条—省略—

## 第7条（保険金の支払額）

（1）当社が支払うべき第1条（保険金を支払う場合）の保険金の額は、1回の事故につき、①から③までの規定に従って算出した損失の額から④および⑤の額を差し引いた額とします。

- ① 喪失利益については、収益減少額に約定補償率を乗じて得られた額とします。ただし、補償期間中に支出を免れた経常費がある場合は、次の算式によって算出した額を差し引いた額とします。

$$\boxed{\text{支出を免れた経常費}} \times \frac{\text{約定補償率}}{\text{利益率}}$$

- ② 収益減少防止費用については、次の算式によって算出した額とします。ただし、その費用の支出によって減少することを免れた営業収益に約定補償率を乗じて得られた額を限度とします。

$$\boxed{\text{収益減少防止費用}} \times \frac{\text{約定補償率}}{\text{利益率}}$$

- ③ ①および②の場合において、約定補償率が利益率より大きいときは、「約定補償率」とあるのを「利益率」と読み替えて、①および②の規定を適用します。
- ④ 保険証券記載の免責金額
- ⑤ 事故が第1条（保険金を支払う場合）②の事由である場合には、その事故の発生した時を含む日の午前0時から保険証券記載の免責時間中に発生した損失の額

以下一省略一

別表1

電気事業法（昭和39年法律第170号）に定める電気事業者  
 ガス事業法（昭和29年法律第51号）に定めるガス事業者  
 熱供給事業法（昭和47年法律第88号）に定める熱供給事業者  
 水道法（昭和32年法律第177号）に定める水道事業者および水道用水供給事業者ならびに  
 工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）に定める工業用水道事業者  
 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に定める電気通信事業者

1. 5,000万円
2. 1億円
3. 1億5,000万円
4. 2億円

（問題43）

（設問B）サイバー保険（利益損害補償特約付帯）に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. ビジネスメール詐欺に遭い、誤って加害者の指定口座に振り込んだ金銭は補償の対象となる。
2. サイバー攻撃を検知し、事故原因を調査するために外部専門機関に支払う費用は補償の対象となる。
3. ランサムウェア攻撃を受けたため、すべてのコンピュータシステムが中断し、工場を稼働させることができなかった場合の喪失利益は補償の対象となる。
4. 従業員のメール誤送信により個人情報流出した場合、会社が支出した被害者に対する見舞金は補償の対象となる。

## (問題 4 4)

(設問C) 生産物賠償責任保険（食中毒・特定感染症利益担保特約付帯）に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 製造・販売した製品が原因で食中毒が発生した場合、製品を回収し廃棄に要した費用は補償の対象となる。
2. 製造・販売した製品に混入してしまった異物により、購入した顧客が口内にケガをした場合、法律上の損害賠償責任を負うことによる損害は補償の対象となる。
3. 製造・販売した製品の食物アレルギー表示に不備があり、購入した顧客が食物アレルギー症状により入院した場合、法律上の損害賠償責任を負うことによる損害は補償の対象となる。
4. 店舗において提供した商品に起因して食中毒が発生し、店舗の営業が休止したために生じた損失（喪失利益および収益減少防止費用）は補償の対象となる。

## 問14

印刷業者である株式会社D J（以下「D J社」という。役員3名、従業員10名であり、同族会社ではない）は、下記の損害保険契約を締結しています。これらの保険契約に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、D J社の決算期間（事業年度）は、4月1日から翌年3月31日までとします。

## [D J社が契約している損害保険の内容]

## &lt;契約①&gt;

保険種類：普通傷害保険

保険契約者：D J社

被保険者：D J社の役員・従業員全員（13名）

保険金額（被保険者1名当たりの金額であり、各被保険者とも同一）

：死亡・後遺障害保険金額 2,000万円

入院保険金額（日額） 5,000円

通院保険金額（日額） 3,000円

保険金受取人：D J社

年払い保険料：40万円

保険期間：2025年10月1日から1年間

特約：法人契約特約

## &lt;契約②&gt;

保険種類：自動車保険

保険契約者：D J社

被保険自動車：D J社の社有車（帳簿価額300万円）

保険金額：対人賠償責任保険金額 無制限（1名につき）

対物賠償責任保険金額 無制限（1事故につき）

人身傷害保険金額 5,000万円（1名につき）

一般車両保険金額 400万円

保険期間：2026年1月1日から1年間

## &lt;契約③&gt;

保険種類：所得補償保険

保険契約者：D J 社

被保険者：D J 社の役員・従業員全員（13名）

保険金受取人：被保険者

保険金額：月額10万円（被保険者1名当たりの金額であり、各被保険者とも同一）

年払い保険料：被保険者1名当たりの保険料は被保険者の年齢に応じた額

※保険期間中無事故の場合、満期時に保険料の20%の無事故戻し返戻金が支払われる。

保険期間：2026年1月1日から1年間

てん補期間：1年間

免責期間：7日間

## (問題45)

(設問A) 普通傷害保険<契約①>に係る経理処理(税務処理)に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、短期前払費用の損金算入が認められているものとする。

1. D J 社は、普通傷害保険の契約に当たり、年払い保険料40万円を支払った。

借方		貸方	
傷害保険料	40万円	現金・預金	40万円

2. 被保険者であるD J 社の従業員が交通事故で入院し、D J 社は受け取った入院保険金10万円を見舞金(社会通念上相当額)として当該従業員に支払った。

借方		貸方	
現金・預金	10万円	見舞金	10万円

3. 被保険者であるD J 社の従業員が業務中の事故で死亡し、D J 社は受け取った死亡保険金2,000万円を社内規程に基づく死亡退職金として当該従業員の遺族に支払った。

借方		貸方	
現金・預金	2,000万円	雑収入	2,000万円
死亡退職金	2,000万円	現金・預金	2,000万円

4. D J 社は、普通傷害保険を保険期間の途中で解約し、解約返戻金20万円を受け取った。

借方		貸方	
現金・預金	20万円	雑収入	20万円

## (問題46)

(設問B) DJ社の社有車が、2026年1月に業務で国道を走行中に運転を誤って電柱に衝突し全損となり、DJ社が自動車保険<契約②>から車両保険金として400万円を受け取り、この保険金を使って2ヵ月後に同じ車種の車両(代替資産)を350万円で取得した。DJ社が新たに取得した車両について圧縮記帳限度額まで圧縮記帳の適用を受けた場合、再取得車両の帳簿価額として、最も適切なものはどれか。なお、廃車等のために支出した費用は25万円である。

1. 280万円
2. 300万円
3. 325万円
4. 350万円

## (問題47)

(設問C) 所得補償保険<契約③>に係る経理処理(税務処理)に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. DJ社が支払った保険料について、従業員を被保険者とする部分のみ福利厚生費として損金に算入することができる。
2. DJ社が支払った保険料について、被保険者の年齢によって保険料に差がある場合には、従業員や役員のうち最も低い保険料を基準とし、その差額分が経済的利益として所得税の課税対象となる。
3. 無事故の場合にDJ社が受け取る無事故戻し返戻金は、雑収入として益金に算入する。
4. 被保険者であるDJ社の従業員が交通事故でケガをして就業不能となり、保険金が従業員に直接支払われた場合、DJ社では保険契約者として保険金に関する経理処理をしなければならない。

## 問 1 5

個人および個人事業主に係る損害保険等の税務に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

## (問題 4 8)

(設問A) 地震保険料控除(旧長期損害保険に係る保険料控除の経過措置を含む)に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 2006年12月31日までに契約した年金払積立傷害保険の場合、保険期間中の契約変更の有無にかかわらず、地震保険料控除の適用を受けることができる。
2. 店舗併用住宅の建物を保険の対象とする地震保険の保険料について、居住の用に供する部分の割合が建物全体のおおむね50%以上の場合は、その全額を地震保険料控除の対象とすることができる。
3. 保険期間1年の地震保険の保険料60,000円を支払った場合、住民税における地震保険料控除額は25,000円となる。
4. 複数年分の地震保険料を一括で支払った場合、支払った保険料の全額がその年の地震保険料控除の対象となる。

## (問題 4 9)

(設問B) 個人が受け取った損害賠償金と損害保険金の税務に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 交通事故の被害者が加害者から受け取った損害賠償金は、非課税である。
2. 妻(被保険者)が事故でケガをして入院し、夫(保険契約者)が家族傷害保険から受け取った入院保険金は、非課税である。
3. ゴルフプレー中にゴルフクラブを破損したことにより被保険者がゴルファー保険のゴルフ用品補償特約から受け取った保険金は、非課税である。
4. 自動車を運転中の事故により被保険者が死亡し、相続人が受け取った人身傷害保険金は、過失割合にかかわらず、全額非課税である。

## (問題50)

(設問C) 個人事業主が受け取った損害賠償金等に係る所得税に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 個人事業主が対人賠償事故の被害者となり、個人事業主が所属する商店会から受け取った見舞金（社会通念上相当額）は非課税である。
2. 対物賠償事故により店舗内に陳列していた商品に損害を受け、その商品の損害に対して受け取った損害賠償金は非課税である。
3. 爆発事故により事業用資産に損害を受け、業務が一時休止となり、収益補償として店舗休業保険から受け取った保険金は非課税である。
4. 交通事故により業務用自動車が破損し修理した場合、支払われる自動車保険の車両保険金は非課税である。